

第3回 埼玉県社会的養育推進計画検討委員会 議事録

- 1 日時 令和元年8月26日(月)13時30分～17時00分
- 2 場所 埼玉県庁 危機管理防災センター 記者会見室
- 3 次第 開会
1. 「埼玉県社会的養育推進計画」素案について
2. 今後の日程について
閉会
- 4 出席委員 栗原委員長、宮島委員、早川委員、藤井委員、柴崎委員、石井委員、西川委員
- 5 出席職員 細野少子化対策局長
(説明者等) こども安全課 岩崎課長、服部副課長、飯塚主幹、中田主幹、小宮主査、内田主査、楠主査
- 6 配布資料 1. 出席者名簿
2. 配席図
3. 埼玉県社会的養育推進計画第3回検討委員会資料
4. 参考「各種データ」
5. 参考「策定要領との関連」
6. 参考「第2回議事録」

<開会>

- 事務局(中田主幹) 本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。ただ今から、第3回埼玉県社会的養育推進計画検討委員会を開催いたします。

本日、司会進行を務めます、埼玉県福祉部こども安全課養護担当主幹の中田と申します。

本日の出席委員でございますが、小寺委員は所用のため欠席するとの連絡がございましたのでお知らせいたします。また丑久保委員におかれましては、御本人から委員辞職の意向が示されましたので、埼玉県児童福祉施設協議会の藤井 美憲様に後任委員として就任していただくこととなりますので併せてお知らせいたします。それでは、藤井委員一言ご挨拶をお願いいたします。

- 藤井委員 御紹介をいただいた藤井と申します。児童養護施設の協議会からの出席でございます。丑久保会長から言われたのが3週間前でした。急な話で少々戸惑いもございますが、私なりの意見を言うことができたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 事務局(中田主幹) ありがとうございます。本日は以上7名の委員に検討を行っていただきます。よろしくお願い致します。

それでは議事の方に移らせていただきます。栗原委員長、議事の進行をお願いします。

<素案・資料説明>

- 栗原委員長 皆様方には活発な御議論をいただきまして、円滑な議事進行に御協力をお願いしたいと思っております。事務局から示された計画素案について、本日ある程度のところまで、最終的な形に固めていきたいと思っておりますので、併せて御協力のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

また、本日6名の方の傍聴がありますので、念のため申し上げておきます。傍聴人の方に発言権はございませんので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

では、事務局から説明をお願いしたいと思っております。

●事務局(中田主幹) それでは説明させていただきます。まずお手元にございます資料、埼玉県社会的養育推進計画第3回検討委員会資料の1ページをご覧ください。社会的養育推進計画素案の構成でございます。まず策定の趣旨でございますが、平成28年度の児童福祉法の改正により明記された子供の権利保障、家庭養育優先の原則を徹底し、子供の最善の利益の実現に向けて社会的養育に関する計画を策定するものでございます。

次に計画の位置付けですが、子供関係の総合計画である埼玉県子育て応援行動計画がございまして、こちららも今年度、見直しを図るものでございます。こちらにおける児童虐待防止・社会的養育の分野を社会的養育推進計画として位置付けるというものでございます。本計画の計画期間は令和2年度から令和6年度の5年間といたします。

2ページをご覧ください。埼玉県子育て応援行動計画の施策体系案でございます。このうち社会的養育推進計画に特に関連が強い項目が、黒い網掛けをしている部分でございます。

順に確認してまいります。まず基本理念である、全ての子供の最善の利益を目指し、子育て、親育ちの支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を生み育てることに希望を持てる社会づくり。

それから施策の方向性。三つございますけれども、そのうち③全ての子供の健全な成長と社会的自立を促す。それから施策の柱、七つございますけれども、このうち6番目にございます児童虐待防止・社会的養育の充実及び、その具体施策である(1)子供を虐待から守る地域づくり、(2)社会的養育の充実が位置付けられております。

次に本県の児童虐待・社会的養育をめぐる現状でございます。3ページをご覧ください。まず児童虐待通告の状況でございますが、県内の児童相談所における児童虐待通告件数は、平成30年度は1万5534件となりまして、前年度に比べて16%増加しております。このうち警察からの通告は全体の70%を占めるという状況となっております。

4ページをご覧ください。次に一時保護所の状況でございます。県内の児童相談所における一時保護所は県内にさいたま市も含めて5カ所ございますけれども、こちらへの入所児童数が非常に増加をしております。このうち施設入所・里親等に委託した児童の数は200人台で推移しているという状況でございます。現状を示すデータとしまして、一時保護所における一時保護対応件数を掲載しております。

次に里親等委託の状況でございます。保護が必要な子供を里親やファミリーホームに委託する数が年々増加しております。家庭に近い環境での養育を推進するために、更に里親とファミリーホームへの委託を増やしていく必要がございます。この現状を示すデータとしまして、里親等委託数・委託率の推移を掲載しております。

5ページをご覧ください。里親の登録数は平成20年度の391人に対して平成30年度は721人となっております。順調に増加をしております。一方で子供を受託している里親は近年横ばいとなっております。そのため更に里親への委託を進めるために、登録の促進であるとか、里親支援の取組を進めていく必要があると考えております。この現状を示すデータとしまして、里親登録数・受託里親数を掲載しております。

次に施設養育の状況でございます。児童養護施設は平成30年度末で県内に22施設ございまして、定員は1400人となっております。乳児院につきましては令和元年度末で県内に8施設で、定員が249人となることが見込みです。今後、こういった子供のケアニーズ等に応じたきめ細やかな養育が行われるように、小規模ユニット化をすることが求められております。こちらの現状を示すデータとしまして、児童養護施設・乳児院の定員を掲載しております。

恐れ入りますが、また1ページの方にお戻りいただければと思います。2番目の施策体系でございます。具体的施策の(1)子供を虐待から守る地域づくりには、一つ目としまして児童相談所の体制・機能強化。2番目としまして一時保護の充実。3番目としまして虐待防止・早期発見・早期対応の推進。4番目としまして子供の権利擁護。5番目としまして市町村の子供家庭相談体制への支援。以上の五つの施策がぶら下がるような形となっております。

(2)社会的養育の充実には、一つ目としまして里親等委託の推進。二つ目として特別養子縁組等の推進。3番目としまして児童福祉施設の体制整備、人材確保・育成。4番目としまして入所児童の自立支援。以上の四つの施策がぶら下がるという形になります。この施策の下に6ページ以後に掲げる様々な取組が、

更にぶら下がるという形になってまいります。

次にこの計画が定める目標でございます。一番下に掲載しておりますが計画の最終年度となる令和6年度までの目標を組み込みます。まず一つ目といたしまして、里親等委託率が32%。それから児童養護施設退所児童の大学等進学率35%というものでございます。この目標を掲げた算定根拠につきましては、参考1の各種データの方に掲載しております。

例えば参考1の4ページに記載がございませうけれども、3月に実施した児童相談所の調査結果で、黒い網掛けがございませうけれども、家庭復帰前提や保護者と交流中を理由として、里親委託はふさわしくないとされたような子供が333人いるとなっておりますけれども、そういった理由で外している児童も今後は里親委託の対象にしていく。あるいはモニタリング事業等を更に進めるということなどによって、先ほど申し上げた令和6年度に32%の達成に向けて、取り組んでいきたいと思っております。

続きまして2点目の目標、大学等進学率でございませうけれども、こちらは今回35%ということで掲げております。前回の委員会の中で同じ目標値を掲げたときには、令和6年度の目標値は29.1%としておりました。しかし、例えば本県独自の取組のサポート事業とかフェアスタート事業。そういった埼玉県独自の取組の評価も反映した方がいいんじゃないかといった御意見等も踏まえて、35%の目標をお示ししているところでございます。

なお、こちらの目標なんですけれども、今、本県の最上位計画であります埼玉県5カ年計画といったところを所管する部局とも調整をしております、今後またもう少し変わる可能性もございませうので、ご承知おきいただければと思っております。その際、また改めて委員の方に御案内できればと思っております。

続きまして6ページをご覧くださいませうと思っております。3番の具体的施策の展開でございませう。この社会的養育推進計画を実現するための様々な取組を掲載しております。取組の表記にはゴシック体と明朝体が混在しております。注意書きございませうけれども、まずゴシックで太字につきましては、現行の埼玉県子育て応援行動計画の取組を修正した、あるいは新しく追加したもの。新たな取組として行っていくもの。また施策番号、一番前に修1とか新6とか色々ありますけれども、その施策番号の冒頭に修正の「修」とあるものは修正したもの。「新」とあるものは新たに追加した取組を表しているものでございませう。明朝体につきましては、現行の埼玉県子育て応援行動計画の取組を継続して行っていくものというものでございませう。

簡単に各項目について追加した主な取組、御紹介させていただきます。例えば(1)の子供を虐待から守る地域づくりですけれども、新6と書いてございませうように、警察等のシステム関係などを新しい取組として掲載してございませう。7ページ、2番目の一時保護の充実でございませうけれども、例えば新の13というところで、一時保護を要する子供の増加に迅速かつ適切に対応するため、一時保護所の増設に向けた検討を行いますというような取組も新しく加えてございませう。

次に③虐待防止・早期発見・早期対応の推進のところでございますけれども、新25というところで、前回の中でもDV関係のお話ございましたけれども、DV被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立と子供の健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。そういったものも追加してございませう。

例えば、あとは④子供の権利擁護では修正30ということで、社会的養育を受ける子供の権利を子供自身に伝えるため、全ての児童養護施設等入所児童及び里親等委託児童に子供の権利ノートを配布し、子供が意見を述べることができる機会を確保します。子供の意見表明を支援する仕組みであるアドボケイト制度。そういったものを検討しますというものが加えられております。

続きまして⑤市町村の子供家庭相談体制への支援でございませうけれども、新40というところで、子供の最も身近な場所において、全ての子供とその家庭及び妊産婦等を対象に必要な支援全般を行う子供家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、市町村への助言や人材育成などを支援します。こういったものを加えてございませう。

めくっていただきまして、9ページをご覧くださいませうと思っております。社会的養育の充実でございませう。そのうち一つ目、里親等委託の推進でしたら、例えば新46というところで、里親のリクルートから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する、里親フォスタリング事業など民間と連携した里親登録を推進します。②の特別養子縁組等の推進でございませうたら、新50にあるような児童相談所において、パーマネンシー保障としての普通養子縁組や特別養子縁組に関する相談・支援に取組ます。また、民間斡旋機関とも連携した

取組を進めます。

③の児童福祉施設の体制整備、人材確保・育成でしたら、例えば新 60 にございますように、母子を分離せずに保護することができる児童福祉施設である母子生活支援施設について、ケアの充実及び施設の活用を図ります。また、母子生活支援施設を活用し、緊急を要する母子の一時保護を実施します。こういったものを加えております。

最後、④の入所児童の自立支援でございますけれども、前回の中でも障害者に関する取組もお話としてあったかと思えます。そのため例えば新 72 というところで、障害児支援が適切に行われるため、就学・卒業時の支援が円滑に移行されることを含め、学校、事業所、施設などの連携を図ります。こういった取組などを掲載してるところでございます。

10 ページ、こちらには里親等委託率の推計を掲載しております。こちらは国の作成要領におきまして、都道府県推進計画の記載事項の一つとして、各年度における代替養育を必要とする子供の数の見込みでの記載が求められておりますので、その対応として記載しているものでございます。

続きまして参考 1 の各種データをご覧いただければと思います。細かい説明の方は割愛させていただきまして、掲載資料のデータの確認の方をさせていただきます。1 ページに代替養育を必要とする子供数、2 ページ目から 4 ページにかけては里親等委託率に関するデータですね。こういったデータを基に色々な委託率等、そういったものをどのように伸ばしていくかというデータを掲載してございます。

5 ページにつきましては、施設養育における家庭的養育の推進ということで、児童養護施設と乳児院の小規模かつ地域分散化に関するデータを掲載させていただいてございます。6 ページには児童養護施設の退所児童等の大学等進学率に関するデータを掲載させていただいております。最後、7 ページでございますけれども、児童や里親等に対するアンケート、あるいは聞き取りをして、意見聴取を行った実施結果のポイントをまとめて掲載しているものでございます。

続きまして参考 2 の策定要領との関連ですが、平成 30 年の 7 月 6 日付で厚労省から通知された、先ほど申し上げた策定要領との記載項目と埼玉県社会的推進計画の今回の資料との関係性を示したものでございます。

国の通知ですと 11 の項目を行動支援計画に記載するということでございますけれども、例えば 1 枚目、国の方ですと子供の権利擁護に関するようなことを記載しますが対応するのはどこなのかと。修 27 とか頭に番号を書いております。こういった取組が、国の方の策定要領に基づいた取組であるというふうなものを示しているというものでございます。資料の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

<委員の質疑、意見交換等>

- 栗原委員長 ありがとうございます。それでは今の説明を受けた中で、それぞれの皆さんから御意見伺うことになるわけですが、全体として資料の 6 ページ以後ということですよ。その前は全体の柱立て、位置付け等ですね。これは県の子育て応援行動計画というものが、どういう位置付けになるかということで、1 ページにあるような施策体系のうち、6 の児童虐待防止・社会的養育の充実。そしてその内訳の中で、子供を虐待から守る地域づくりで五つ。(2)の社会的養育の充実で四つと。これの中に含まれるものについて、6 ページ以後、それぞれの具体的な施策等は、前回の御意見も含まれて、事務局の方で整理したものでございますけれども。途中休憩入れますが、6 ページから議論していくということでよろしいでしょうか。
- 石井委員 すいません。この資料の内容の前に、前回 5 月 14 日の第 2 回検討会の議事録も直近でお送りいただいております。そしてその第 2 回においては 8 ページ以後が、事務局方から資料の説明のみで終わり、メールにて委員の意見照会という形になりました。その意見についても事務局でまとめていただき、フィードバックをいただいているのですが、あのメールによる意見照会は、会議の延長だと私は理解しているのですが、第 2 回の会議での議論、また、それを経た後のメールにより意見照会をされたことに対して、それぞれの委員の意見、あるいは質問も多数出ておりますが、それと今日出された第 3 回の資料との関連は、どのように理解したらよろしいのでしょうか。
- 岩崎課長 この前、時間切れで終わってしまった関係で御意見をいただいたのですね。その後、委員全員に

送らせていただいて、情報共有をさせていただいたんですけども、それを踏まえて、こちらからの御意見を説明したり、その御意見を踏まえた上で、また本日改めて御意見頂戴しても結構です。そういった意味も含めて、この前いただいた御意見は委員の皆さんに送らせていただきました。

- 石井委員 時間切れで終わった後、各委員の意見の共有ができたレベルであって、それに対しての議論であるとか、質問に対するご返答はどの場でお聞きして、今日の議論に臨めばいいんでしょうか。
- 岩崎課長 個別の委員からの御意見は、極力反映させていただいたつもりです。この前までにいただいた御意見は趣旨も含めて、ここに入れさせていただいています。あと、それぞれ他の委員の意見を見ながら、考え直したというのは、恐縮ですが今日この場で頂戴いたします。
- 石井委員 確認をさせていただきたいのですが、この委員会の設置要領の目的と検討事項については、計画策定を検討する委員会なので、この委員会が検討するという理解をしてもよろしいんでしょうか。
- 岩崎課長 そうです。
- 石井委員 では、前回メールで託させていただいた、私なり他の委員の意見ですか質問についても、随時今日の議論、この場で出させていただいて、継続していくということですね。
- 岩崎課長 極力盛り込ませていただきましたが、この点が不足しているとか、こういう表現にしたほうがいいのかも含めて、この場で御意見頂戴できればというふうに考えております。
- 石井委員 そうですね。厚労省の設置要綱などとは常に比較しておりますが、新しい社会的養育ビジョンという言葉がどこにも出てこなかったり、令和6年と令和11年ということについては、5年で区切ったことは理解しますし、別のデータの方では令和11年。2029年度の数値も置かれてはいるのですが、ここに出てきた計画の中では、埼玉県子育て応援行動計画に引っ張られる形で、具体的な数値目標については、いわゆる令和6年度の32%のみの表記であるというようなことですか、その辺の是非についても、今日この場で委員長長の進行で議論させていただくということですか。
- 岩崎課長 そうですね。前回5年間の計画については説明させていただきましたが、子育て応援行動計画に引っ張られるというよりは、以前は里親推進と施設養育の推進にターゲットを置いた計画だったのですけれども、今回の計画は子供の権利擁護から児相の機能強化まで幅広い計画となっています。あと、子育て支援とある意味つながってる考え方というか、そういった全体的に包括的な取組も盛り込むようにということなので、総合的な計画の中に位置付けさせていただきました。
県の計画は、県の5カ年計画とか子育て応援行動計画も5年の計画で、議決を得て決定するという仕組みになっているものですから、埼玉県としてはこのように立てさせていただいたという説明を前回させていただきました。ただ5年の目標については、あくまでも10年間の動きも視野に入れて作ったということで御理解をいただければと思います。そういうのもも含めて、御意見を頂戴できればと考えております。
- 宮島委員 中身に入らないといけないので、手短かに何点かお願いします。一つは今、石井委員が言っておられましたが、メールでの意見出しについて、求めを受けて私も出しましたが、この会議の直前に資料として配布したいと尋ねられましたが、私は今日はやめてくれと応答しました。
というのは、照会への回答の際に、公開されることを前提に丁寧に文章を書く時間が無いので、公開するのであれば、誤解が生じないように、きちんと校正の機会を設けて欲しいと伝えてあったので、それをせずに配るのはやめてほしいと伝えました。ただ、内容的には、メールでの照会への回答も含めて、本日の案が出ているという理解はしております。
それでお聞きしたいのが一つ目は、昨日知事選がありました。念のため、基本的には変わらないとは

思うんですけども、策定のスケジュールに影響があるのかなのかということですが。

あと2点目、細かいことで恐縮ですけど、4ページのデータで29年になっておりますが、全体的に見て、最新のデータが確定するのが11月の終わりぐらいですので、特に30年度は目黒の事件とか一斉点検とかがあったので、変動も大きいと予想されます。最終的には30年度のデータが入って、公表になるという理解で良いかということです。

●岩崎課長 はい。

●石井委員 内容に入りますが、5ページの一番上の記述です。全体の計画の記述なので、あまり細かくは書けないから、ざっくりしたものになるんだろうなという理解はしていますが、これでは「登録促進」と「里親支援」ということだけになります。実際には「里親とのマッチング・里親委託措置の拡大」が肝心です。この記述では「登録と委託前後の支援」だけになるので、表現として踏み込みが十分ではないのではないかと感じるところがあります。要望としてご検討いただければと思います。

●栗原委員長 ありがとうございます。知事が代わったことでスケジュールは変わらないですか。

●細野局長 スケジュールの変更はないと思います。計画は今年度中に作らなければならないので、これは粛々とやっていく話だというふうに思っています。

あと、児童虐待の関係で言えば、知事公約の中でも児童相談所の整備が書かれています。それから警察との連携。これをしっかりやっていくことを明記していますので、この辺については、今よりも更に突っ込んだ形で進めていくことになるのではないかと考えています。

また、少子化対策では、保育とか子供の貧困の関係だとかについてもかなり記載がございますので、子供に関して言えば、かなり前向きに政策の推進が図られるんじゃないかなと思います。

●岩崎課長 3ページの表2と4ページの表3は30年度を入れた形で、最終的に形を作っていきます。あと、5ページの表5の文章の最後は、もう少し包括的というか、総合的に取組を進めるような表現を工夫させていただきますので、よろしくお願いします。

●早川委員 2ページの「全体の子育て応援計画の中で「社会的養育推進計画」がどこに位置付けられているのか」はすごくわかりやすいのですが、その反面「他の施策との境界線が難しいな」と思いました。虐待と社会的養育が、施策の「6 児童虐待防止・社会的養育の充実」に当てはまるのはわかるのですが、他の施策にもけっこう絡みそうだと思います。例えば、2、3、5、7は関係するよう思います。1と4はあまり関係ないかもしれませんが…。

あと、1ページで「6 児童虐待防止・社会的養育の充実」が「(1) 子供を虐待から守る地域づくり」と「(2) 社会的養育の充実」に分けられていますが、実は第2回と若干変わっているんですね。まず、第2回は「1 子供を虐待等から守る地域づくり」だったのが、今回は「等」が取れて「子供を虐待から守る地域づくり」になっています。「等」がなくなると、「対象を”虐待”に絞る」という意味に理解できるのですが、そういうことなのでしょう。あと、(1)⑤に「市町村の子供家庭相談体制への支援」が加わりましたが、これを聞くとますます「6 児童虐待防止・社会的養育の充実」以外の施策にも関わっていくように思えます。

子育て応援計画の中での「児童虐待防止・社会的養育の充実」の位置付けや、他の施策との線引きがちょっとわかりにくいので、その辺りを教えていただきたいです。

●岩崎課長 委員のお話のとおり、2ページ目の各取組など、少し線引きが難しいのはそのとおりだと思います。各1から7番までの取組については、実は6の取組の中に、1、2の柱の取組も再掲という形で入れております。6の取組でも関連するものは1から7までの柱に掲載している取組を再掲で載せているので、クロスするものもありますが、基本的には6の取組はある程度、完結するように整理しています。

虐待等から「等」を取ったのは、初めは「等」を入れて虐待かどうか疑わしいグレーゾーンも入っていると

いう趣旨だったのですけれど、じゃあ、何が等なの？って、県民の方に分かりづらいと思ひまして、言葉の整理として等を除きました。分かりやすい表現という趣旨です。言われたように市町村の支援とかが入ると、特に3番の子育て支援と少し似ているようなところはあります。

母子関係の市町村が行っているような取組が入ってきますので、確かに広く子育て支援と重なっている部分があります。

●早川委員 今回の質問で確認したかったのは、第1回の会議で「社会的養育推進計画はオール埼玉で取り組む」というお話があつて私もその通りだと思ひのですが、「社会的養育推進計画」が子育て応援計画の中で「6 児童虐待防止・社会的養育の充実」だけなのかどうか」ということは、「オール埼玉で取り組む」ということと重なるんです。社会的養育を進める上で一番避けたいのは、取組が縦割りになつて閉じていくことです。「6 児童虐待防止・社会的養育の充実」に関わる施策は、オール埼玉で一緒にやっていくという理解でいいですね？」という確認です。

●岩崎課長 おっしゃるとおりです。

●石井委員 表について簡潔に発言させてください。4 ページの表3には一時保護所の状況ということでグラフが出ております。今回の推進計画の一つの目玉である一時保護改革、一時保護所改革ではなく、一時保護改革がうたわれております。

埼玉県では里親が一時保護を受ける割合ということでいくと、福祉行政報告例の平成29年度の統計によると、埼玉県では34.4%、さいたま市に至つては64.5%と、全国平均が19.1%である一時保護に占める里親の割合が極めて高い市と県であるというのが現状です。

里親会の代表でこの場に臨んでおりますが、この一時保護には面会交流中の一時保護という扱いがありますが、そういったものも含まれて、今後、統計として数字が出てくるのか。里親の場合は、緊急の一時保護を受ける場合と、面会交流中の委託を前提とした一時保護の両方あるわけで、いわゆる施設、里親での一時保護が県全体で増えているということでいきますと、一時保護所だけのデータでは不十分なのではないかと印象を持っております。

里親賠償責任保険の対象となり、その事務を里親会が担っておりますが、一時保護の連絡表の提出が遅れたり、漏れたりという事例も出ており、把握できていない状況もありますので、一時保護所の状況のみならず、一時保護の状況についても、今後のデータの中できちっとした統計として表していただければありがたいと思ひます。

●岩崎課長 了解です。

●石井委員 また、別紙の表の中には、さいたま市と埼玉県のそれぞれの数値も出てきておりますが、表の4ですとか表の5ですと、市と県の部分が一緒になっています。後ほど発言をいたしますが、さいたま市の委託率がどうなのかということ。現状、今後ということも非常に注目される場所ですので、それぞれの行政での手法の違いも今後出てくるのであれば、やはり分けて書くべきことも、資料としては整理をしていただければ、ありがたいという希望を申し上げたいと思ひます。

●岩崎課長 分かりました。一時保護については緊急一時保護ですね。そちらを少し絞つてと思ひまして、こういう形にさせていただいたんですけれども、里親や児童養護施設にも一時保護をお願いしておりますので、全体の一時保護の状況を表すような資料にするか検討させていただければと思ひます。

あと、さいたま市の状況は別紙の資料に載せました。そのデータについてもホームページ等でオープンにさせていただく予定ですので、県民の方にはきちんと分析して、どういふ議論をしたのか分かるようにしたいと思ひます。

●事務局(小宮主査) すいません。補足ですが、石井委員のお話の中で、例えば一時保護委託児童について

は数値はどこで把握しているのかといったなお話がありましたけども、例えば参考 1 の各種データの方の 5 ページ、施設入所・里親等委託の子供数の実績と推計というものが入っております。この中で例えば平成 20 年のところ。一番左側の方を見ていただくと、下の 1480 人と書いてある所が児童養護施設で、その上の 207 人飛ばしまして、149 人と書いてあるところが里親になるわけですけども、これらの人数については一時保護委託についても含めて数値を集計しております。

今後、里親の需要がどれぐらいになるか。施設の需要がどれぐらいになるかという中では、いわゆる措置委託人数だけじゃなくて、一時保護の人数ということも考えていく必要がございますので、それについてはそれぞれの施設なり里親の人数の中で入れ込んでおります。

●栗原委員長 一時保護委託は以前と比べて相当件数は上がってると思いますので、状況把握は一時保護所と並行してその都度お願いし、表現もしていただけたらと思います。

●柴崎委員 すいません。里親等委託率のところですが、前回、第 2 回の検討委員会で示した数値と、全体的なパーセンテージは変わらないんですけど、年齢区分とかが若干、1、2%違うのが見受けられたということ。

あと 1 点。国でも 75%の委託率を推進しつつも、都道府県の独自の目標設定でもういいですよというような言い方をしていますので、埼玉県としてはこの数値を推進計画で盛り込み、提出。あと、方法 1 と方法 2 があつたと思うんですが、各種データのところで 2 ページの目標設定。本数字は方法 1 とした考え方と、次の 3 ページは方法 2 とした考えたという形でよろしいですか。その確認なんですけど。

●事務局(小宮主査) まず内訳の数字が前回お示した資料と若干違ってるということにつきましては、今、一時保護委託を含めるというお話をしましたけれども、細かい数字の推計の中で、若干全体の数字について精査をして、数字が少し前回の資料と変わってる部分というのはございます。

その中で、国の方では年齢別で推計をするようになってはいるんですけども、具体的にゼロから 3 歳を何%。3 歳から学童期までの何%ということについては、今後の取組による部分もございまして、はっきりそれぞれ何%と、かちつとした目標を定める部分が若干難しい場合もございまして。それで全体としては令和 6 年度で 32%という里親等委託率を達成していきますので、数字が変わっている部分がございます。

●宮島委員 数値目標については色々な意見があつて、そこだけに集中してしまうと議論が難しくなるので、資料の 6 ページからの議論、特に 9 ページに社会的養育の充実で里親等委託の推進の項目があるので、そこで検討していただくのが、私も意見がありますので、良いと思うのですがいかがでしょうか。

●栗原委員長 ありがとうございます。それでは各個別の御意見等については、それぞれの項目の中でまた改めてですね。この間、御意見を出してきていただいた委員さんもいらっしゃいますので、6 ページ以後の各項目について見ていきたいと思つています。

●藤井委員 すいません。その前によろしいですか。全体像のところでございますが、まず子育て応援行動計画の中に反映させますというお話は、前回の説明からこういう形で盛り込みますという流れが見えて、大体イメージは湧くんですが、これは行動計画の方が中心になつちゃつていて、実際の推進計画のところが見えにくいというふうになつて思つています。

じゃあ、実は行動計画というのは、児童福祉審議会でも検討されます。推進計画の方も児童福祉審議会にかけられますよという流れですよ。恐らくこれを児童福祉審議会に持っていったときには、推進計画という名称そのものが出てこないような気もするんですね。

でも、本旨からいうと、新たな社会的養育ビジョンが出たところから始まりますよね。行動計画の方も文言として、全ての子供の健全な成長と社会的自立を促す。これは養育ビジョンのところから来る表現ですよ。ですから、行動計画のところは社会的養育ビジョンのことも、推進計画の中身の説明をどこかに入れておかないと、計画全体像がぶれちゃうかなという気がするんですけど。全体のところです。

それともう一点ですけど、国の方は推進計画策定要領を出して、向こう10年の計画と言っていて、埼玉は行動計画の関係で5年にしますというところですが、国の方との整合性は取れていますかというところ

●岩崎課長 推進計画については子育て応援行動計画の中に、社会的養育推進計画もきちんと位置付けますという文言は入れます。また、2ページの施策の方向性の①から③の方向性が書いてあるんですけども、この中に、特に当計画については、③の全ての子供の健全な成長と社会的自立を促すという項目のところに説明書きも入る予定なので、その中に家庭養育の推進ですとか、そういった社会的養育推進計画の肝となるような表現を入れていきますので、それもまた別途お示ししたいと思います。

●事務局(中田主幹) 現行の埼玉県の子育て応援行動計画でも関連の計画が位置付けられています。今回考えておりますのは、ここに社会的養育推進計画も新たに位置付けるということを考えております。今、その方向で担当課と調整をしているという状況でございます。

●岩崎課長 10年の計画のところについては、国の方も基本的に5年の前期計画の後に見直しを行い後期の5年計画を進めるという形になっています。検証して、見直して、次の5年を策定するのが望ましいというような表現をされてます。

今回の県計画については10年の計画としては出さないのですけども、分析上は10年を見据えてというふうになっております。国の通知は技術的助言なので、都道府県の状況に応じてということにはなっております。他県にもいくつか聞いてみたら、同じような方法を取る他県もございますので、それは地域の状況に応じてということで、国には説明したいと考えております。

●事務局(中田主幹) 今把握しておりますのは、北海道、広島県、福岡県では単独計画ではなく、他の一緒の計画と作るということと、なおかつ国の推進は10年ですけども5年計画で策定することは確認しております。これについては本県の事情を踏まえての計画期間だということで、御承知おきをいただければと思います。

<具体的取組(1)①児童相談所の体制・機能強化>

●栗原委員長 他にございますか。それではまた頭からということで、まず6ページの6番、児童虐待防止・社会的養育の充実の(1)子供を虐待から守る地域づくり、(2)社会的養育の充実の各項目について、一遍にやると大変ですから、一つずつ見ていきたいと思います。①児童相談所の体制・機能強化ということで、修正したもの、新規のもの等もございましたけれど、いかがでしょうか。

●西川委員 1ですけども、項目ごとの最後の「こども安全課」は、担当する課ということですか。1番のところでは採用とか配置になると、福祉政策課の御理解を頂かないといけないのかと思います。

●岩崎課長 ありがとうございます。

●早川委員 (1)①6の「警察との虐待情報の全件共有や意見交換」は、具体的にはどんなイメージになりますか? 提示されている統計にもあるように、現在は警察経由の虐待通告がととも増えていると思います。他県では「警察に児相職員を置く」という話も聞いていますが、「身柄付き通告をめぐるせめぎ合い」が児童虐待保護の現場で起きているのではないかと想像しています。そのような状況で、「児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ、虐待情報の全件共有」や「警察署と定期的に意見交換」ということを具体的にどのように実施するのかは、なかなか繊細な話だと思うのですが、いかがでしょうか?

●岩崎課長 むしろ警察の方も適切な運用ということで、今、システム開発してるので、1カ月に2週ぐらい行っています。もちろんシステムが開発し終わった後も、ひと月かふた月ぐらいに一遍はきちんと話し合って運

用していきます。もし万が一、トラブルとかもあってはいけませんし、同じ認識で運用していかないとなので、それは警察も、当然その中も含めて意見交換をしていくことで一致しています。

●早川委員 「産業技術総合研究所と三重県で、虐待相談を人工知能(AI)が支援するシステムの開発をしている」という話も聞いていますが、県はAIの活用も視野に入れているのでしょうか?

●岩崎課長 そういったものも含めて警察との情報共有ということではないんですが、AIの活用を視野に入れて進めていきます。

●細野局長 いきなり判断とかになると、また大変なのかなというふうに思っています。将来的にはそういうものも参考にしながら、職員が判断する時代にもなっていくとは思いますが、もっと初歩的なところで、例えば相談記録なんかですね。事務もそういう使い方があり得るので、職員の業務の負担軽減なんかを、来年度の予算辺りに反映させたいと思います。

●宮島委員 3点。児童相談所の職員の採用・育成を適切に行うという表現があるんですけど、増員という言葉がないんですね。これは法改正で配置率そのものが見直されて、国の総合対策でも人を増やすということをはっきり言っています。適切な配置に含まれることは含まれますけれど、でもやっぱり増員ということが、もうこれは法の縛りがあることですから、増員という言葉を入れるべきではないかということも1点申し上げたいと思います。

二つ目は、やはりこれも法改正絡みで、児童相談所の適正規模ということが言われていて、確か前回の会議でも100万人を超えるような管轄地域を改善していかなければいけないということが話された。法改正の議論において、野党案では50万人に1カ所というしぼりを設けるというのが出て、それはさすがに難しいので、私も賛成できないと申し上げましたが、趣旨は大切です。示された案では、児童相談所の設置促進が中核市との関連でしか書いてないんですね。ここでは県自らが設置の促進をすることも含めて検討しなければいけないことではないかと。資料最後の新8だけだと中核市に作ることで、自ら増やすということは読み取れないので、これはぜひとも書きぶりを検討していただきたいと思います。

もう一点が、資料の新6の項の表現ですと全件共有を図りますと言い切っています。これでは、全件共有をすることがあたかも最終的な目標であるかのように見えてしまう。前回の議論でも情報共有は大事かもしれないけど、やっぱりルールとか適正な運用があり、それが必要だという意見が複数の委員からあり、私も申し上げました。

厚労省に設けられた市町村と児相の体制強化に関わるワーキンググループでも議論をし、これに関わる内容は、自分もこだわりましたし、他の委員も言うてくださって、報告書に盛り込まれています。これに関しては、警察の側でも、ただただ機械的に全件共有すれば良いと言っているわけではないようです。特に児相の側から言えば、もちろん非常に危険なケースとか、親御さんが抱えている問題から刑事事件として扱ってもらわなければならないケースがあるわけですが、逆に深刻ではなく当面は危険ではないケースもあると思います。

児童虐待相談とはなっているが、児童相談所に寄せられた相談の中で、自ら相談しているようなケースで、しかも緊急性が低い。それでも、親御さんが抱える悩みは深い。こういうケースをどうするかということは、すごく大事で難しい。こういったことまで考えれば、「全件共有を図ります」ではなく、「全件共有を図り、適切な運用を図ります。」と、最初の丸のところの記述に、「適切な運用」という言葉を入れておかないと、全件共有が目的化する可能性があるのでは、ここは変更していただきたいと思います。要望です。

●岩崎課長 分かりました。ありがとうございます。最初の1点目の増員という言葉について、あと、その後の児童相談所の設置促進という言葉も、かなり組織の問題ですと大きな問題なので、どういう言葉がいいのかというところですね。整備についても大きな話なので、どこまで表現を入れたらいいのか、なかなか難しい問題なので、検討させていただければと思います。最後の問題については、表現を少し見直したいと思いますので、ありがとうございます。

- 石井委員 2 の研修のところですが、この表記もそうなんですが、第2回検討委員会で細野局長より、「具体的に何をやるかが極めて重要である」と、また、「PDCA サイクルの中の特に C、チェックの段階で検証と評価が可能となる具体的な内容を盛り込む」ということに言及されています。まさしく企業に身を置く者として当然のご発言だと思っていますが、例えば「児童相談所の職員の専門性を向上させるため研修を充実します」というのが、後々のチェックによる検証や評価に耐えられる、具体的な表記なのかどうかということについては、皆さんどのように思われるでしょうか。

当然、里親として自らも養育をしており、仲間もたくさんおります。児童相談所の職員の専門性について、何が欠けているのかということから自ら検証する。あるいは外部、他者からの評価をもらった中で、伸ばすべきところ、足らざるどころ、補うべきところは具体的に何なのか。

また、社会的養護の推進ということに関して言えば、児童相談所の職員だけで本当に良いのか。本当に児童福祉のいわゆる社会的養育の根本について、基本的な学びが足りているのか。実態を見ておられるのか。私情のみで仕事をされていないだろうか。こういったことも、今後、社会的養育を進めていく上においては、これに携わる行政の方々のスキルアップというのは極めて重要な要素だと思います。

里親のスキルアップを求められておりますが、やはり携わっていらっしゃる児相、あるいは県の職員の方々の研修について。これまでどのような研修が行われ、何が課題で、何をこれからやっていかなければならないのかということ、5年の計画の中で盛り込んでいかないと、中間チェックができないのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。一例として申し上げます。

- 岩崎課長 具体的な事業名とか研修の名前は、行政は毎年予算、予算で決められて、研修とかもその都度、変わったりするので、具体的な文言をどこまで入れようかっていうのは議論がありまして、シンプルな形になってしまったんですけど。委員がおっしゃるように、どういった研修というのは、きちんと目的とかどういう能力を高めていったらいいのかとか、ある程度書き込めるので、それをどこまで書き込めるか少し入れ込んで、具体的に書いていきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

- 早川委員 「医師、弁護士の配置」は改正児童福祉法にも「社会的養育推進計画策定要領」にも記載されていますね。弁護士の小寺委員は第1回の会議で「お金の問題と、能力・資質を向上させていくという意味で、常勤の配置に反対」と言われましたが、他にも様々な意見があったと思います。

児童福祉法に書いてある「医師、弁護士などの専門的知見を生かす」ということは、結局どのようにでも解釈できることなのだと思います。「常勤の医師、弁護士」を目指す自治体もありますが、医者や弁護士を常勤で雇うとかなり予算が掛かりますし、そもそも人材の確保が難しいわけです。医師で言えば、そもそも埼玉は社会的養護領域に専門性を持って関われる医師が現状ではとても少ないので、待遇や人材確保について相当な工夫が必要になります。

一方で小寺委員がおっしゃるように非常勤で確保していく方法もありますし、「スーパーバイザー」のような形で児相に関わっていただく方法もあるでしょう。今度の児童福祉法改正では医師の配置が義務化されましたが、色々な話がある中で「医師、弁護士などの専門的知見を生かす」の具体的な方向性をどのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

- 岩崎課長 実際になかなか常勤の委員が来ていただけないような場合もありますので、具体的になかなか書き込めないというのがありましたので、こういった表現にさせていただいたのですが、方向性としては精神科の方には常勤で入っていただけるような方がいらっしゃれば、是非にとと思います。

弁護士の方については常勤、非常勤のそれぞれ良さがある。小寺委員は非常勤の方がいいじゃないかと言われてましたので。

そのことも含めた、今は児童相談所に非常勤弁護士の方がいるので、今のところは同じように継続していきたい。ただ、委員には回数多く来ていただいたり、そういった中身の充実をさせていただきたいなと思っておりますけども。改正法の趣旨も含めて、更に少し充実させるような。今までの常勤、非常勤の体制プラス、何かアドバイスをいただくような体制が組めればなということですが、専門職の方に御協力をどう

いう形にしていいか、難しいところではあります。

- 早川委員 児童精神科領域は医師の取り合いになっているのが現状なので、根本的に待遇を改善しないと埼玉は引き抜かれるばかりになってしまいます。そのような状況なので、「オール埼玉」という意味で県立病院を始めとした公的な医療機関に協力を仰ぐことも必要かもしれません。医師の待遇は簡単には変わらないと思うので、現実的には私も小寺委員と同じで「非常勤でないと医師は雇えないのではないか」と思っています。現場は確かに専門的知識を必要としていると思うので、「新しい推進計画ができて、結局変わらなかった」となるのではなく、何か具体的な突破口を作れないかなと思います。
- 岩崎課長 そうですね。今、医師会とか弁護士会の方にも、色々御意見とかお聞きしながら、進めようかと思っております。
- 栗原委員長 専門的知見を必要な時に活かせるような体制をつくるということで、常勤、非常勤は議論がなかなか難しいので、含むということで、できる方向でというところが表現できればよろしいと思います。
- 藤井委員 7 のところで、虐待防止のため家族全体を含めた相談、支援を行うという内容についてですが、虐待で要保護になって施設に来る子供達というのは、全体の 3%とかすごい少ない数ですよ。大半が元の家庭に戻るというところからすると、一般家庭における虐待の恐れのある家庭ですとか、いわゆる再構築支援の部分じゃなくて、養育モデルを示すような支援の在り方というのは、児童相談所が直接子供を戻した家庭に、親の支援をどうするのかという部分を入れ込むべきではないかと思えます。
これ、家族支援プログラムって書いてるんですけど、非常に分かりにくくてですね。虐待、不適切な関わりによらない子育ての方法を児童相談所できちっと示すということがないと、一般家庭の養育の危機的な状況というのが救われないと思うんですよ。そこに対して手を打てるといいなと思ってます。
- 岩崎課長 西川委員に伺いたいのですが、児相では実際にどのような感じで取り組んでいますか。児相が家族支援プログラム。親支援を行っていると思いますが、もう少し踏み込んで表現していったらいいんじゃないかということで。
- 藤井委員 これ、虐待防止のためですから、家族支援じゃなくて虐待防止のプログラムならば分かるんですけどね。文章の流れでは。
- 西川委員 今、家族支援プログラムは必ずしも虐待だけではなくて、家庭に帰る場合、ケースによって、長期に施設に入ってたとか、様々な家庭に対してもう少し幅広く行っています。
- 藤井委員 これ、やっぱり児童相談所の機能を強化するという意味で、虐待防止に対して、児童相談所が一般家庭にこういう支援を展開しますというような中身が必要だと思うんですね。
- 宮島委員 この辺、4時半で一通り議論が回らないといけないと思うんですが…。資料では、プログラムの前にちゃんと丸が付いている。私は今の表現の方が適当だと思います。というのは、今回の児童福祉法の改正では野党案の一部を取り入れて、虐待防止のためのプログラムを児童相談所がやるよう努力義務とすることが入りましたが、むしろ子供の貧困とか様々な社会的要因があるにもかかわらず、個人的な要因に焦点を当てて心理的ケア・医療的ケアを充実させるというような、あの改正については本当に実効性があるのかという疑問があります。
元々28年改正は在宅支援と代替的養育の連続を図る。それで子育て支援と虐待防止との連続性をちゃんと実現するというのが28年改正の主眼であったはずなので、あんまりこら辺でプログラムを強調しすぎてしまうと、私は弊害もあるんじゃないかと思えます。

- 岩崎課長 じゃあ、7 番の取組の表現と、あとそれを③の虐待防止の方の取組に入れ込むかどうかですね。この辺もちょっと考えていきたいと思いますので、御了承ください。

<具体的取組（1）②一時保護の充実>

- 栗原委員長 じゃあ、ペンディングでお願いします。①の方はよろしいですか。②一時保護の充実、9 から 14 まででございますけども、いかがでしょうか。

- 宮島委員 時間を意識して 3 点申し上げたいと思います。まず一時保護の充実ということ。一つ項目を立ててくださったことは、前回までの議論を反映していただいて、またその重要性から本当にこうしていただいて良かったと感じております。それが 1 点目です。

二つ目と三つ目は具体的に書きにくいのかもしれないので、ここは含みますよね？という確認として聞かせていただきます。新 12 のところで環境改善に取り組むという表現を選ばれたたわけですが、前回の会議で、現在、埼玉県内の一時保護所の一部がかなり老朽化していることを踏まえて、問題があるんじゃないかということをお知らせしました。このことは緊急の課題だと思うので、本音では「改修」という言葉を入れていただきたいところですけど、少なくともこの環境改善には、それが含むのであるかどうかの確認をさせていただきます。これが 2 点目です。

三つ目としては新 14 をこのような表現を使っていただいて、石井委員がずっと強調されている里親での一時保護。あるいは乳児院の一時保護も増えていますので、こういったことに対応していくということだと理解して、項目を立てていただいたこと感謝しておりますが、現状の表現では必要な支援とは何かというのが漠然としていると思いますので、ぜひとも更に踏み込んで記述していただきたい。

書き込めるかどうかは別として、申し上げておきたいのは、里親さんは地域に分散してますので、今、一時保護している子供はどんなふうになっているのかとか、きのう連れて行った子供がちゃんと眠れて今落ち着いているのかとか、そういった一時保護先の状況を確認して、困難な状況があるかないかを把握する。しかも、一時保護されている子供にとって、知らない場所に連れて行かれて取り残されるという感覚というか、先が見えない感をなくしていくということが重要だと思いますので、この支援にはぜひともそういうものを想定した上での対応を考えていただきたいと思います。

もう一つだけ。新 12 の第三者評価の実施っていうのは、ぜひとも進めるべきだと思いますが、前回の会議の後、報道で東京都の一時保護所の運営にはかなり課題があるんじゃないかということが取り上げられました。しかし、あれが明らかになったのは、むしろも第三者委員が定期的に一時保護所に出向いて行って、子供や職員の話聞いたことによる。第三者評価では数年に 1 回程度のかかわりであって、なかなか課題が表に出にくいけれども、第三者委員こそが一時保護所の課題を把握し改善するためには大事なんじゃないかと思っております。

そんなことも踏まえると、ここでは第三者委員のことも含めて考えていただくこと、第三者評価だけではなく第三者委員のことも、表に出していただくことも、検討をお願いしたい。

- 早川委員 石井委員や宮島委員が発言されているように里親への一時保護委託も増えていると思いますが、施設への一時保護委託も増えていると思います。現在、児童養護施設では県からの要請を受けて急ピッチで「一時保護ユニット」を増やしていますが、一口に「一時保護」と言っても、「一時保護所」と「児童養護施設の一時保護ユニット」と「児童養護施設の通常の入所児童と一緒に一時保護」と「里親への一時保護委託」では、中身が全然違うと思うので、そういった「一時保護の内訳」はきちんと統計として出していくべきだと思います。

おそらく、「一時保護所が適切な子」と「施設の一時保護ユニットが適切な子」と「里親への一時保護委託が適切な子」の区別があるはずなんです。現在は一時保護の資源に余裕がなくて、子供の支援ニーズに応じて資源を選ぶのではなく、「空いているから願います」という状況になっていると思いますが、「一時保護所ではない所で一時保護の子を見る大変さ」ということを結構聞きます。

僕が一時保護の様子を見て一番大変だと思っているのは、「措置入所の子と、一時保護の子が混在して生活している」施設や里親さんです。児童養護施設でも里親さんでも、「長く生活してアタッチメントがしっかり形成されている、関係性ができている子」と、「パツといきなり保護されて連れて来られた子」とで

は、同じ関わり方でよいはずがありません。長期入所している子が安定して生活している中に、非行で色々な髪の色になっている高校生が一時保護でポーッと来たりすれば、生活が混乱してしまうのは必然でしょう。また、一時保護委託の場合は「実親が連れ去りに来るのではないか」という不安を支援者が抱えることもあるでしょう。そうすると、支援する側もかなり疲弊しますし、子供も混乱し、場合によっては傷付きも生じます。だから、推進計画のデータで「5年後、10年後の一時保護の必要数の見込み」というだけでなく、「どのような子の一時保護がどの程度あって、その子をどのような構造で見えていくことが適切なのか」「その構造はどれぐらい不足しているのか」といった一時保護の中身の整理をして、施設整備といったハード面だけではなく、「一時保護児童による環境の選択」といったソフト面も含めて環境改善に取り組んでいただきたいと思います。

●岩崎課長 一時保護委託については、また見込みを出してしまっていて、昨年度が1000人を超えてしまっていて、5年後の令和6年には1400人ぐらいを超えるんじゃないかなという見込みをしています。それも見通しまして先ほど言った一時保護の増設を検討しています。併せて一時保護委託では、施設での一時保護委託ですか、里親さんの育成も重要と思っています。

●早川委員 「子供と環境のマッチング」の話は、里親委託では出てくると思うんですが、「一時保護のマッチング」は話題に上がらないんです。でも現実には、かなり激しいことが一時保護の現場では起きているみたいなので、「こういう子の里親さんへの一時保護委託は無理ではないか？」というような一時保護の大まかなガイドラインが必要だと思います。乳児と高校生では、同じ一時保護と言っても中身は全然違うわけですから、埼玉県における一時保護の大まかな指針のようなものが必要だと思うんです。

●岩崎課長 了解です。ちょっと検討させていただければと思います。

●栗原委員長 一時保護委託については、国によっては民間センターを活用してはいますが、まだわが国はそこまで発展してませんので。かなりしっかりした所はありますけれど、保護所と連動して一時保護委託というのはかなりの実績を上げてますし、必要性も高まっているというところを申し上げておきます。

本当は先ほど意見があった一時保護所の第三者評価ですが、これは一時保護所は児童養護施設に準じてするということで、全施設第三者評価。児童に限らず受けています。

また、それぞれの施設の中の苦情というのは、実際それぞれの施設の中にいる第三者委員が受けると。それが施設内で対応できなければ、いったん外の行政の方に出すというようなことになっています。一時保護所は児童養護施設に準じるわけですが、第三者評価もやっとならなくて最近ということですから、第三者委員の活用、運用も、これから多くの子供が保護されるわけですから、押さえていただきたいと思っています。

●石井委員 今、委員長からもお話が出ました。他の方からも。里親等による一時保護を進めるにあたって必要な支援。支援の前に里親への一時保護の今の実情。これを具体的な事例を一つ一つ拾っていただいて、どこに支援が必要かということ。やはりまず現状把握から始めていただきたい。家の中でニワトリを飼っていて、妹がニワトリのふんを食べているというようなお子さんを、本当に実親へ帰しちゃっていいの？といった中で、里親も「子供達の命を守れるのであれば」ということで、ギリギリのところをやっています。

色々な事例がありますし、里親からの意見もあると思いますので、ぜひそういったヒアリング。現状を正しく把握していただいて、次の支援を考えていただきたいと要望させていただきます。

●岩崎課長 了解しました。ありがとうございます。

＜具体的取組（１）③虐待防止・早期発見・早期対応の推進＞

●栗原委員長 他にございますか。では、よろしければ③の虐待防止・早期発見・早期対応の推進に入りたいと思います。これが一区切りついたら休憩したいと思います。いかがでしょうか。

- 宮島委員 22と23の項目で、ここに教職員は入っていますけれど、スクールソーシャルワーカーという言葉がないんですね。例えば教職員を対象としたとありますけど、教職員やスクールソーシャルワーカーはと言葉を出していくということも大事なと思いますので、要望します。以上です。
- 岩崎課長 調整させていただければと思います。教育局と調整したいと思います。
- 藤井委員 ここでは警察は入らなくていいんですか。
- 岩崎課長 警察も含めて関係部局との連携も、当然のことながら取っておりますので、そういった文言を考えてみたいと思います。
- 石井委員 すいません。DV 被害母子ということで、母子、母子と出るんですが、父子は母子に含むという理解でいいんですね。母子の支援が必要な方もいれば、父子の支援も必要な方がいるのですが。
- 岩崎課長 おっしゃるように父子もありますので、男女共同参画課とも調整したいと思います。
- 早川委員 これらの施策はこども安全課や児童相談所がやることになっていますが、どちらも多忙なので実際には手が回らなくて十分にはできないのではないかと思います。社会福祉法人やNPOとの連携など、実務上はどう動かすのでしょうか？
- 岩崎課長 各取組が、他の部局で取り組んでいるようなところと、それと連携しながらやっているようなところもございまして、他の部局とか市町村と連携しながらになると思います。多様な方法で連携を取って進めていきたいなと思ってます。
- 早川委員 2000年に児童虐待防止法が施行されてから、オレンジボン運動を筆頭に虐待防止運動をずっとやってきましたが、当初は「とにかく虐待を防ぐ!」ということに焦点づけてきました。ただ、虐待防止運動を進める中で指摘されてきたのが、「虐待」という言葉が広まれば広まるほど、子育ての悩みを相談しづらくなるということです。つまり、「子育ての悩みを相談したら、「虐待」と言われてしまうかもしれない。それが怖くて、相談しづらくなる」ということです。虐待という言葉を使えば使うほど、子育てに困っている方が支援に対してどんどん閉じて行ってしまうという見方があるんです。例えば、滝川一廣先生は「虐待」ではなく「子育て失調」という言葉の使用を推奨されていますが、今までのような児童相談所の虐待保護中心から、市町村での虐待予防中心に活動が移っていく過程で、虐待を「養育失調」とか「養育不全」という言葉に切り替えるべきだと思います。
 もちろん、起きてしまった虐待は間違いなく虐待ですし、行いたいのは確かに「虐待予防」なんですが、子育てに困られている方の中には言葉に反応する方も多いため、「養育失調」とか「養育不全」という言葉に切り替えて、虐待に行く手前の失調レベルで支援ができるようにしていけないかなと思うんです。
 要は一次予防、二次予防レベルの支援では「虐待」という言葉をあえて使わずに、「養育の困難さ」とか「養育の失調」みたいな言葉に切り替えて、子育ての困難さに社会が寄り添っていることが伝わる言葉遣いにするというスタンスは、県民の方々にも受け入れられるのではないかと思います。
- 岩崎課長 また文言をよく関係部局とも相談したいと思います。
- 栗原委員長 いかがでしょうか。では、よろしければ、ここでいったん休憩ということで。

<休憩>

<具体的取組(1)④子供の権利擁護>

- 栗原委員長 再開をしたいと思いますが、8ページの④子供の権利擁護からいきたいと思いますが、御意見を伺いたいと思います。
- 宮島委員 変えてほしいという要望ではありません。むしろ、この項目を設けて頂いたことに賛成しますということをお願いします。ここに今まで十分でなかったこと、新しい法改正でも「検討する」とする付則も設けられました。踏み込んだ内容を入れていただいことを適切だと思いますし、内容的にも必要だと感じます。
- 早川委員 未成年後見制度は、児相からの申立てでないと後見人の報酬に対する公的支援を受けられないのでしょうか？
- 岩崎課長 現在ではそのようなことは無いと思います。
- 早川委員 申立てが誰であっても大丈夫になったんですね。現在の社会的養護には、障害を持っていたりして後見人が必要な子供達が結構多くいます。大人になってから成年後見人が付くこともあります。成年後見制度は福祉事務所も精神科病院なども慣れていて、スムーズに手続きが進みます。その時に「なんで未成年の間に後見人を付けなかったのか」と言われることもあり、未成年後見はまだ制度が適切に運用されていないように思います。
 実際、今は虐待のように親権者がいる場合に未成年後見を行おうとすると、まず親権停止をしなければなりません。適切に親権が行使されているならばよいのですが、弱者である障害児を守るために親権が行使されないと、子供を守る人が全然いなくなってしまう。児童福祉施設にいる間はよいのですが、そこから出た途端に”子供を誰が守るのか”が曖昧になってしまうわけです。
 ですので、「こういうケースは未成年後見を付けるべきだ」という基準を県として作成していただけるとありがたいです。せっかく子供を守るための未成年後見制度があるので、適切な運用の部分がかろうと具体的に定まるとよいと思います。2022年の成人年齢の18歳への引き下げを控えて色々難しい時期ですが、10代後半の子供達は大人への移行期のため宙ぶらりんになりやすく、後見人がいないと様々な契約に同意してもらえず、子供が路頭に迷うことも生じかねません。未成年後見の利用に関する大まかなガイドラインが欲しいと思います。
- 岩崎課長 弁護士会とか、弁護士の委員とかにも相談しながら、検討したいと思います。
- 藤井委員 31の第三者評価制度を活用し、児童養護施設等入所児童の意向の客観的な把握に努めますとあるんですが、具体的にはできるものなんですか。
 また、この章も児童相談所を中心とした組み立てとなっていますけど、学校教育の現場ですと、いじめ対策の問題があって、死亡事例なんかの場合は県の教育委員会の方にも上がってきたりしますよね。あれも、子供が守られるという意味では、ここの連携も一つ載せておいてもいいのかなと思うんですけど。情報共有ですとか、何か必要な気がするんです。
 子供の権利擁護という部分で、いじめを苦にして亡くなる子供などの存在もありますよね。そうすると、彼らの権利擁護は、どこの誰が守っていたのかなみたいなものがある。その辺の部分も入れてもいいのかなと。
- 岩崎課長 子供の権利擁護のところには、取組は実際に、いじめとか学校における色々な問題、体罰とか、そういうところの取組の相談も、学校と教育の現場と結構、連携してやっています。
 文言は虐待を意識して少し直したんですけど、子どもスマイルネットの電話相談は、多くはいじめとか体罰の問題というのも結構、入ってきています。学校に権利擁護委員会が出向いて調整とかをしているので、学校との連携も入れていきたいと思います。
- 事務局(小宮主査) 民間機関による第三者評価制度の活用ですが、第三者評価において入所児童の意見

聴取だとかを行っておりますので、そうした取組を通じて、児童の意向を把握し、適切な運営に努めていくという趣旨ではございます。

- 藤井委員 具体的な中身を考えると、子供がそこで自由に意見を書いたとしますよね。だから、子供の意見を第三者評価機関には届くんですが、それが県の方で客観的に把握するとなると、どういう方法でされるのかなというのがちょっと見えない。
- 岩崎課長 確かに、総括的に結果が来ているだけで、個別案件というのは来ていないので、実態と合わせて表現を見直したいと思います。
- 宮島委員 ④の子供の権利擁護の理解は、子供を虐待から守る地域づくりの観点でここに入っているという理解でいいですねということの確認と、そうだとすれば、今更ですが、2 ページの基本理念のところ、全ての子供の最善の利益を目指すところとあるんですけど、児童福祉法の理念の改正では、最善の利益とともに子供が権利の主体だというのが28年改正で入っていることを鑑みれば、ここに一言、子供の権利を大事にするという文言が入ってくるのが本来だと思いますし、そうすれば全体をカバーできる面もあると思います。
- 早川委員 33 の性的マイノリティの話ですが、今の文章だと学校だけの話になってしまいます。でも、性的マイノリティのお子さんは施設にも一時保護所にもいるので、「社会的養護の中でも性的マイノリティに配慮します」という文面は掲げておくべきだと思います。現在の社会的養護の状況からすると、実際の対応には時間がかかるのだらうと思いますが、推進計画に掲げておかないと進まないと思うので…。
- 岩崎課長 教育と併せて福祉の分野でも入れたいと思います。
- 栗原委員長 30 のアドボケイト制度と未成年後見、子供の権利擁護委員会等の違いと伺いますか。
- 岩崎課長 アドボケイト制度は、国でもまだ具体的な策については検討中となっています。子供の権利擁護委員会があるので、そういったところの委員が何名かいて、色々な子供の聴取をしたり、関係機関に仲介、仲裁に行ったりしているので、そういった方を増やすか、あとは例えばNPOとか民間団体でアドボケイトできるような、そういった団体があれば、そういったところをお願いするとか、色々な形が考えられると思いますので、国の動向とか県のことも、先進自治体とかも聞きながら、いい形にしたいと思います。
- 栗原委員長 社会的養育を受ける子供の権利、つまり施設入所の子供だから、施設内虐待、里親宅虐待等に関して、子供の立場に立てる人がいるかということになると、未成年後継人制度と直接、結び付く事例もあるでしょうし、全部、未成年後見にはめ込むというわけにいかないでしょうけれども、整理をしていただくとうれしいかなと思います。
- 岩崎課長 県民の方に分かるように、整理したいと思います。

＜具体的取組（1）⑤市町村の子供家庭相談体制への支援＞

- 栗原委員長 他にございますか。⑤の市町村の子供家庭相談体制の支援はいかがでしょうか。
- 宮島委員 前回の議論から かなり踏み込んでいただいて、大事なことを入れ込んでいただいたということで感謝しています。まず、市町村の体制について具体的にきちんと入ったこと、また、児童家庭支援センターの促進も含めて述べられていること、そこで里親の支援を行っていくことなどです。
また、項目39の子育て世代包括支援センターを前面に出していることや、40の子供家庭総合支援拠点、これの全市町村に設置することに向けて支援すると書かれていること。これらをぜひとも進めていただきたいと思います。

ただ、37番のこんにちは赤ちゃん事業、全戸訪問事業と養育支援訪問事業の実施に関して、「情報の提供その他の必要な支援を行います」としているところについては検討してほしいと思います。具体的には、「情報の提供」が前面に出ていることに関して、これはむしろ削除したほうが良いと私は感じます。というのは、支援の内容が形式的になっていることがあるからです。情報提供は行おうとする。しかし、それがパンフレットを渡して終わりというようなことになっている。このままの表現ですと、これがまたミスリードになりかねない。このことを考えると、あえてここに情報提供という言葉がなくても、「必要な支援を行う」ということでいいのではないかと思います。意見として申し上げます。

また43番、社会的養育は都道府県、子育て支援は市町村。市町村はあまり問題がない方への関わりですよねとなる。これでは、市町村が社会的養育に関する支援に当事者意識を持って臨みにくい。これを突破していかないといけない。基礎自治体こそが重要だと。その突破口の一つが、市町村がショートステイを行うことだと思うんです。

実際、基礎的自治体が重要だと意識した明石市は、あえて国の里親の種類にはない「短期里親」という言葉を使って事業を実施すると新聞などで報道されています。里親は、地域の子供が困難を抱えたときにちゃんと支援していく存在として機能を果たせるようにしていかなければならないと思います。児童福祉でも、そういった支援を行う必要があるんだと思いますので、ここで事業を支援しますというざっくりした書き方なんですけれども、ぜひとも里親での受け入れとか、児童養護施設などの施設が、これらの市町村事業を担っていることがわかるように、もうすこし言葉を補っていただきたい。これだと何を支援するのが見えにくい。

里親とか児童福祉施設という言葉を入れて表記するようなことも御検討いただきたい。実際、ショートステイは、市町村が乳児院と児童養護施設などと契約を結んで、そこで子供の受け入れをお願いする。里親が子供の受け入れ先となっている自治体となっていない自治体とがあったと思います。その理解でよろしいでしょうか。

実際の負担区分は、国が3分の1、都道府県が3分の1、市町村が3分の1の事業です。その受け入れ先として、児童養護施設、乳児院の他、一部、里親が入っている。補助事業です。都道府県からすれば、埼玉県内の現在の実施状況はあまりよくは知らないんですけども、全国的には、ひとり親家庭など、親族などの支援が受けられない家庭が繰り返し使うという例が多いと言われていています。しかし、これはとても重要な働きで、これに支えられることによって、なんとか入所にならないで済むといった状態が保たれている。今の記述だと、これが具体的にどういう事業なのか、イメージできない。市町村が別にやらなくても、一時保護所で児相が保護してくれる、その方が助かるよねということで、あまり取り組まなかったという歴史的な経過もあるので、支援の中身が見える具体的な表記、少し踏み込んだ記述にしていれば・・・。

- 栗原委員長 そもそもこれは、児童養護施設や里親さんが受け皿となって行う市町村の事業ですから、常に県は把握している。市町村は、自分たちの仕事じゃないと思っている市町村が多い、在宅支援にもっと活用してほしいということですね。
- 事務局(中田主幹) 確か今でもやっている市町村は25ぐらいしかないと思うので、もう少しそこら辺が活用できるような働き掛けとかしながら、利用できる市町村を増やしていきたいと思います。
- 宮島委員 この事業は、実施実績に応じて日払いをする仕組み。市町村は、あまり予算を立てたくないし、実施もしたくない。実施しなければ児相が一時保護をしてくれるとなっている。だけど、これはもっと積極的にやるべき事業です。都では、上乗せをしてやっている。支援の協定を組んで、実績の有無にかかわらず受け入れ枠を確保しているなど。そこまでは埼玉県ができるかどうかは、なかなか難しいと思うんですけど、財政力も違いますから・・・。
- 岩崎課長 市町村が在宅支援に取り組むよう働き掛けは当然していかなければならないと思います。
- 宮島委員 ショートステイは、例えば高齢者の分野では在宅福祉の主な柱となっている。しかし、全然、児童の分野では、この取組が進んでいない。これはとても重要な働きですけど、やらないですね。また、児童養

護施設等受入れ側にも、結構、負担が大きい。だから、なかなか腰を上げにくい。そういうことがあって、全国的に進まない。ただ、埼玉県の歴史を見ると、里親での受入れを先進的に始めた時代があったんです。平成の前半で、1桁台だったと思いましたけど。

- 柴崎委員 この養育支援訪問事業は、当園でも5月1日からスタートしました。人口3万3000人ぐらいの小さな町で、児童人口(0から4歳まで)1000人足らずのところですよ。当園から支援員を3名ほど町に登録しました。結構、要保護児童が多いのにびっくりしました。そのうち、お一人の家庭に週1回位ぐらいの割合で支援訪問に行っています。それがショートステイにつながっています。在宅支援、ショートステイを繰り返しながら指導していく、これは結構、有効的な手段かなと私は思っています。これが全県、全国的に広がっていけば、虐待防止の面からも有効であると私は思っています。
- 岩崎課長 埼玉県のこんにちは赤ちゃん事業は全市町村でやっておりまして、県の保健医療部でも色々後押ししています。保健医療部の協力も得て進めていきたい。
- 柴崎委員 「今後の乳児院のあり方検討委員会」の中でも在宅支援は、多機能化の一つであると考えています。そこで町から、この取組を計画するので、やってくれないかと、去年から申出がありました。そこで、当園として手を挙げて、やりましょうと参入したら、要保護児童の家庭が結構あるのです。人口3万3000人ぐらいの小さな町に乳児院があるので、その機能を活かして何か在宅支援ができないかということで始めました。
- 栗原委員長 では、そのように幅を広めていただくということをお願いします。
- 早川委員 現在の国の施策の方向性として、「子育て支援はあくまで市町村が中心」ということがあると思いますし、私も身近で支援を受けられる市町村が中心になっていくことは重要だと思います。しかし、現在は子育て支援の多くを県が担っているので、推進計画の施策も「市町村の子育て支援を県がバックアップします」という話と、「県が直接の子育てを支援します」という話が混在していて、方向性がわかりにくいと思いました。ですので、まずこの項目の最初の一文で「今後の子育て支援の中心は市町村ですよ」とうたった方がよいのではないのでしょうか？
あと、子育て支援の順番がわかりにくいんです。現在は、「35 児童家庭支援センター」「36 こんにちは赤ちゃん事業」「37 妊娠期からの支援」「38 子育て世代包括支援センター」「39 子育て総合支援拠点」と並んでいますが、子育ての順番で言えば、「37 妊娠期からの支援」→「36 こんにちは赤ちゃん事業」→「38 子育て世代包括支援センター」→「39 子育て総合支援拠点」→「35 児童家庭支援センター」というひとつながりだと思います。こうになってしまうのは、子育て支援の中心がまだ完全に市町村になっていなくて連続性がないから、全体像が見えづらくなるんだと思います。
ですので、最初に「市町村を中心として、0歳から18歳までの子育てをひとつながりで支援します」「県はそれを支援します」と示して、その上で、「子育ての始まりである妊娠期の支援にはこれがあって、乳幼児期はこれがあって、それ以降はこれがあります」というように並べていただけたら、県民にもわかりやすいのではないかと思います。
- 岩崎課長 どうしても虐待の関連なので、要保護支援を先に、こども安全課が中心となっているので書いて、あまねく広くという部分は少し後ろにしてみました。少し分かりやすく整理をします。
- 栗原委員長 私からですけれども、市の福祉事務所、家庭児童相談室が長らく同じ状態で数十年来たまま、役割が都道府県によってはかなり、要対協の中心的な役割を果たすとか、そうでないところと、差がある状況であるということと、平成9年の児童家庭支援センター設置後の児童福祉法改正のときに、この福祉事務所の家庭児童相談室はどうするんだということの議論が一時、盛り上がったんですけど、立ち消え、そのまま手付かずで来ているんでね。

市町村の立場からすると、どうしてくれるんだというところも出てくるかもしれないので、ここへ書く書かないは先の話になるかもしれませんが、国の方で何か動きが出てきたときにばたつかないように、家庭児童相談室をどう生かすか。市の方から言ってくる場合があるかもしれませんがね。

<具体的取組（２）①里親等委託の推進>

- 栗原委員長 次、行きます。(2)社会的養育の充実で、①里親等委託の推進です。いかがでしょうか。
- 石井委員 まず、この(2)のタイトルが社会的養育の充実となっているんですが、そもそも国の推進計画の策定要綱においては、社会的養護の課題と将来像を基に各都道府県で行われてきた取組について、「全面的に見直し」という文言が入っているということで、「社会的養育の充実」という言葉の問題かもしれませんが、「現状の充実」ということの意味なのか、むしろもっと「抜本的な見直しや強化」が必要だというところの踏み込んだ意思が感じられるような言葉にされたほうが良いと思います。
- 岩崎課長 さらなる充実という意味で、一応、使わせていただいております。現状維持ではなくて。
- 石井委員 「全面的に見直す必要がある」という中で出された新しい社会的養育ビジョンだとの受け止めをしている中であって、「今も充実している、もう一步、進めましょう」という、そういう御理解だということですか。
- 岩崎課長 もう一步、進めましょうという、そういう意味でございます。
- 石井委員 45 で未委託里親の研修、また交流中の支援、委託直後の支援ということで、「新」と出しておられるんですが、これについて、実施主体はどこというイメージで理解すればよろしいのでしょうか。現状、里親会においてそういった事業を県から受託しております。一方で、未委託の研修等については、これまでも児童相談所、あるいは社会福祉士会が委託を受けて行ったりしているはずですが、この表現で「新」ということで位置付けているということについては、今後、里親会以外も含めて考えておられるが故の表現と理解すればよろしいのでしょうか。
- 岩崎課長 「新」は、取組の内容に着目したものです。
- 石井委員 現状、今年度も未委託里親に対する研修、交流中の支援、委託直後の支援を、外部への委託による里親支援事業ということで、昨年度から里親会が受託をしていますが、今計画において「新」ということで、新たなメニューとして位置付けられているということをどのように理解すればいいかという質問です。
現行計画の中に入っていないということで、「新」という理解でいいんですか。
- 岩崎課長 昨年度から始めている里親会にも協力いただいているので、新しい取組として位置付けさせていただきました。
- 石井委員 46 で「里親リクルートから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する」という、「包括的」ということ言葉の定義、解釈なんですが、前回のこの委員会でも発言をさせていただいたんですが、「包括というのは一連のことなので、委託を受けた NPO 法人が自ら開拓をした里親に関して、その里親の委託が進むように支援をする、スキルアップができるように支援をしていく」ということで、入り口はその NPO 法人がリクルートした里親に限定されるという理解でしょうか。
フォスタリングを受けた NPO 法人が、自らリクルートした里親のみならず、元々既存の県に 500 名近くいる里親であり、またその 3 分の 2 は未委託の状態であるということを含めて支援をするということは、「開拓をしていないんだから、違います」ということで県は考えていらっしゃるかという質問です。
- 岩崎課長 フォスタリング事業で開拓した里親さんを一連の、最後まで支援するということです。

- 石井委員 ということは、新たにまた公募されたときに、「既存の里親さんであっても、自らリクルートしていない元々いる里親さんでも支援します」という団体がフォスタリング事業に手を挙げたときは、いわゆるエントリーの資格がないということでしょうか。「包括」というのをどのように捉えていらっしゃるのか。
- 岩崎課長 包括的というのは、今までリクルートだけだとか、里親が委託を受けたときだけとか、そういうふうに分断して支援するんじゃないかと、リクルートの部分から委託後のアフターケアまで一連としてやってくださいねという趣旨です。
例えば入り口部分がリクルートをしていないからといって、そこが対象外になるのかというと、それはまた別の議論になっていくんじゃないかなと思っております。だから、一番ここで大事なものは、里親がリクルートだけして、はいそれでおしまいとか、そういうふうに分断して支援をするんじゃないんですよということが言いたいんだと、国の方はそういうことが言いたいのだと理解しています。
- 石井委員 自身がリクルートした里親でなくても、支援するということはありなんですか。
- 岩崎課長 そこはやっぱり、その必要性というところを勘案して考えていくということになると思います。
- 石井委員 それも含めて、もし支援が必要であると、そういったことであれば、当然のことながら、ここからこままで駄目とかという、そういうことではないですね。
- 栗原委員長 今のフォスタリング事業は、どういう委託内容になっているんですか。リクルートした人だけでなく、リクルートしてなくても吸い上げるのか、その説明をしてください。
- 事務局(内田主査) 現状やっているのは、委託先が自ら開拓してきた里親さんに対してのみでやっているということなんですけれども、それは今の仕様書ではそういうふうになっています。今後、フォスタリング機関というのがもっと増えていく中で、既存の里親さんまで含めて支援をしてもらうというのも可能性としてはあると思っています。
- 石井委員 既存の団体が、例えば連携をして、前回も柴崎委員の方からもご発言がありましたように、里親専門相談員の方々を中心に、これからはチーム養育という考え方であると。例えば、養護施設も、乳児院も、里親会も一緒になってチーム養育、すなわち里親支援をやっていきこうじゃないかという動きが出てきたときに、そこが新たに里親のリクルートもやりましょうという話になったときには、新規の里親のリクルートをします、既存の里親もバックアップしていきますという大きなフォスタリング機関ができてくるという可能性があるんですが、現状の委託をしている NPO 法人は、自分のところがリクルートした里親だけを〇〇里親と呼んで、その人たちだけを支援していくということになると、今後のフォスタリングの概念というのが極めて限定的で縮小してってしまうということで、国のフォスタリング事業を推進していこうという考え方と逆行する動きをされているんじゃないかということです。前回の費用対効果の検証ということに加えて、問題指摘をさせていただいているということです。
- 岩崎課長 まだ昨年度に始めて2年目なので、色々試行錯誤でやっているところではあるんですけれども、おっしゃるように、将来的には、そういった相乗りじゃないですけど、幅広い意味での支援という、そういったフォスタリング機関が出てくると思っています。
- 柴崎委員 付け加えて、現に、県内各地域のお祭り、催し会場で里親制度及び啓発のブースを出店しています。今年の秋には数カ所の地域で開催されますが、そこに乳児院と、児童養護施設の里親支援専門相談員が出向いて、里親の啓蒙活動などを行って行きます。このイベントは、去年から取組を始めました。
今回は、7 箇所の会場に出向いて、啓蒙活動、広報活動等を行って行きます。そういう意味では大変有

効な場であると思っています。今回、新たに埼玉県里親支援専門相談員連絡会を立ち上げスタートしましたが、結果はまだこれからと思います。今後は、そういう新しいフォスタリングの形も必要なのかなと思います。

- 石井委員 前回は確認させていただいたように、養育里親と縁組里親をダブル登録していくという考え方を引き続き埼玉県では続けていくということで、現在も軒並み大変効果が上がっている児童相談所と里親会が共同開催している里親入門講座の実績があります。

そこには縁組希望の方もいらっしゃいますが、養育里親としても登録することのご説明をしているがゆえに、先ほど一方で話題になったように、縁組が終わった後も、養育里親としての登録を続けながら、一時保護、緊急保護に極めて前向きに協力をしてくださっている里親がいらっしゃるという現実、一時保護改革を求められている中であって、埼玉県の財産なわけですね。

ですから、引き続きこの養育里親と縁組里親のダブル登録を進めていくのであれば、縁組里親と養育里親をダブル登録していくという受け皿の中での里親のリクルート活動に主眼を置くべきではないかという意見です。養育里親に限定したリクルート、そのリクルートした里親だけのフォロー、支援をしていくということでは、極めて限定的な効果しか出ないのではないのでしょうかという問題指摘を前回から続けさせていただいているということでございます。

- 岩崎課長 色々な形での里親の方が登録していただくのが、色々望ましいと思いますので。

- 石井委員 多様な里親をどう増やしていくかということについては、リクルートと啓発について、オール埼玉、オール埼玉県庁で取組などということは、今、考えておられないのかなど。

県職員の皆さまに対して、里親になりましょう、職員の皆さまで、通用口があるかどうか分かりませんが、私たちがビラ配りをさせていただき、県庁の然るべきところで、県職員の方々に、まずは皆さんから里親になっていただけませんかということで体験談をお話したいと思っておりますし、たしか三重県で、「里親登録した職員に対して育児休職を、これは養子縁組を前提としない人にも、愛着期間の形成にとって必要であるというようなことを他の各都道府県に先駆けて一歩進められないのか」といった報道もありました。これだけの人口と、要保護児童と施設を抱えている埼玉県で、新しいことを取り上げていくような考え方を盛り込んでいただきたい。

なぜならば、東京都では元厚労省の課長が自ら里親になりました。埼玉県の里親さんでも、厚労省の元室長さんのご夫婦も里親さんになっていらっしゃいます。乳児院の同系列の看護学校の職員の方も里親になっていただいています。福祉に関わる、あるいは行政に関わる方が、これだけ社会的養育を全県で進めていこうという中であって、新たな取組もしていただければいいのかなと思います。

それから、新潟の取組ですけれども、元々空襲がなく戦争孤児が少ないとか、あるいは施設が少ない、福祉職の採用を非常に早く始められ、親族里親を積極的に開拓するなど、元々、皆さんも御存知のように環境が整っていますがそれだけにとどまりません。新潟市の取組を先日の関東ブロックの里親協議会で聞きましても、非常に具体的な目標を掲げて取り組んでいらっしゃるわけですね。例えば、全ての中学校区にひと組の里親登録を目指す、これは具体的な目標です。56校区で41まで来たというふうにお話をされています。それから、毎月、新潟市の広報で里親の制度のPRをして、説明会を毎月開催している。大型商業施設で児童相談所の職員の方が、1回700から800のチランやティッシュのセットを配って、パネル展示もしています。里親の登録が少ない地区においては、自治会の回覧板で里親の登録を呼び掛けています。

こういった地道な取組を一つでも二つでも具体的な計画の中に盛り込んでいくことによって、多様な里親をたくさん増やす。今回の目標の中で、登録里親の目標数というのは残念ながらないですね。仮に未委託の里親が増えることであっても、子供の最善の利益という観点からすれば、1人でも多くの里親候補の中から、この子だったらこの里親さんに出せるというバリエーション、選択肢が広いということは極めて重要なことを考えますと、現在の登録里親数に対して、どこまで里親登録を増やしていくかというようなことについても、具体的な目標値を掲げるべきではないのかなということをお話させていただきます。

最後に、この項目の中で、改めて目標値を32%ということで指標という中に書かれております。これは、メ

ールによる意見照会の中でも書かせていただいておりますけれども、新しい社会的養育ビジョンが掲げた取組の目標値に対して、これをもし達成するのだとすれば、どれだけのことをやらなければ、この数値が達成不可能であるということの対策を列挙して、その実行が可能か不可能かということの検証をしない限り、新たな社会的養育ビジョンの掲げた目標は非現実的だという意見に押される形での数値目標になったという感は、里親の立場からすれば否めないのかなと考えています。

そして、別紙に出ておりますけれども、さいたま市は非常に高い里親等委託率で、平成 28 年度は 33% を超えていますが、この計画では平成 30 年から令和 6 年、あるいは令和 11 年までの間、40 とか 42% ということで、全く足踏み状態ですけれども、さいたま市の委託率は、このままでよく、埼玉県を上げていくということで、県と市を合わせた数字を上げていくという考え方で、さいたま市のモチベーションは上がるのでしょうかということについても発言をさせていただきます。

最後ですが、この里親等委託の推進のみならず、社会的養育の充実に対しては、この計画の中では予算規模、必要な経費の話というのはないのでしょうか。これだけのことをやるために幾ら投入する、現状の社会的養育の推進に係るコストが幾らで、今回こういう対策を講ずることによって、ここにこれだけ規模の予算を組むので、だからこれだけの数字に持ち上げていきますということについては、年度ごとの予算編成との絡みもあるんでしょうけれども、こういった計画に数字、幾らの・・・、企業だと資本、資金を動かせるというのが事業をするということはそうなんです、幾らのコストをかけて、ここまで持っていくというような経費や費用、コストの裏付けというのは、この計画の中には盛り込まないんでしょうかということで、まとめて発言させていただきました。

- 宮島委員 迷ったのですけれど資料を配っていいでしょうか。これは出版前の原稿なので、傍聴の方にはありません。本ではなく雑誌への寄稿ですけど、委員限りとさせていただきますが、石井委員さんにもぜひ見ていただいて、申し上げたいと思います。

まず、児童相談所の体制の強化というところに、児童福祉司や児童心理司の配置をぜひ入れてくれとお願いしましたが、この職員の配置を、この里親委託の推進のところにも再掲して欲しいと要望します。

というのは、先ほど石井委員も言われていましたけど、さいたま市の高い里親等委託率がなぜ達成できたかといったら、常勤の里親担当専任職員をちゃんと置いた、そして、その里親担当専任職員を増やしていったことが、裏付けとしてあつただろうと思います。委託の数が伸びている自治体では、常勤職員をちゃんと里親担当として置いている。これは国のデータでも、裏付けられている。そういう前提の下で職員が増やされて来たと思うんです。

埼玉県では、非常勤職員の方が、再雇用等でも優秀な方がたくさん勤められていることは承知していますが、実際に、個々の措置を決定し選択するときには、児童福祉司が里親さんのことをよく知っていて、あの里親さんならとか、あの里親さんで、そこにあの人たちからのサポートであればということが具体的に分かることが必要で、それがなければ委託の促進にはならない。

里親委託の推進には、里親養育を担当する児童福祉司や児童心理司を常勤で配置するということがどうしても必要だというふうに思います。ですので、いの一番に児童福祉司とか児童心理司の配置が、里親委託の強化策として入っている必要があると私は思います。ぜひともご検討いただきたい。これが一つ目です。

二つ目ですけれども、次の 45 のところで、基本的にいいなと思うのですが、ちょっと誤解が生じる恐れがあるんじゃないかと。未委託里親に対する研修や子供と交流中、または委託直後の里親を訪問するなど書かれています。この表現だと委託直後だけしか訪問しないと受け取られかねない。

これは国通知の「里親委託のガイドライン」でも、委託した後のしばらくの間は、2 週間に 1 回の訪問が義務付けられています。これが、ちゃんと履行されていないことが実は問題で、児童相談所の職員も忙し過ぎる。これがちゃんと運用されないと、子供達が厳しいことになるし、子供を迎え入れた里親さんもとてもご苦労する。下手すると、養育の不調が起こってしまう。ここは委託直後の例えば「手厚い」と入れるとか、やっぱり訪問することがとても重要だと思いますので、誤解が生じないように記述してほしいと思います。

三つ目は、里親のリクルートからという、このフォスタリング機関との連携というのを取り入れていただいたのは、私は評価します。児童相談所の状況を見れば、民間の力を借りざるを得ないでしょう。現行の制度運

用では色々問題があるし、石井委員が言われるように、埼玉県内で委託している団体では、自分のところで開拓・育成した里親さんだけを見ていたり、そういう色々な改善すべき点はあつたりするにしろ、児童相談所がとても忙しくて、結局、子供を預けたまま、丸投げ委託ということが今なおありますけど、そういう状況では、それこそ子供にも不利益が生じますし、里親さんにも不利益が生じます。

民間のフォスタリングが、せつかく国の方もお金を付けているわけですし、必ずしもNPO法人だけじゃなくて、乳児院とか児童養護施設がそれを担って行って、児童相談所毎に最低1カ所ぐらいのフォスタリング機関があるというような状況を目指さないと、理念はいいけれども、現実感がないということが起きかねないと私は危惧します。フォスタリング機関との連携を入れていただいたのはよかったですと思います。今後は、ぜひともこの業務を担える新たな施設や団体を育成するという視点を持って、これを進めていっていただきたいと思っています。

次は、これが抜けているのではないかという思いで申し上げたいんですが、さきほど、委託する児相の充実も重要ですけど、併せて極めて重要なのが基礎自治体の取組で、基礎自治体の協力なくして里親委託は進まないと思うので、この里親等委託の推進の中に、基礎自治体と力を合わせて進めるということ、表現は難しいとは思いますが、書き出してくる必要があると申し上げます。明石市での里親支援が実績を上げていると言われていますが、これは基礎自治体だから行い得るんだと。子ども食堂とか、ファミリサポートとか、そういう様々なところと力を合わせていく。また、保育所や幼稚園や学校と協力して校区里親というのをつくって行って裾野を広げるということがどうしても必要で、そこは先ほど石井委員から御紹介があった新潟なんかも、校区里親という概念で進めていったところに、前進できたポイントがあると思いますので、ぜひとも、今の時点では記述にないですけども、加えていただいて、里親委託を広げていく取組みをパワーアップしていただきたいなと思います。

その上で、私は、数字、いわゆる「里親等委託率」のアップは、かなり難しいものだと思っております。それで、配布させて頂いた資料を見ていただきたいのですが、とにかく里親等委託率がぐんとアップしている自治体と、一番、低いところにとどまっている自治体と、その中間にある自治体。中間については、ある程度、私自身が何らかのかたちで交流があるところ、サンプリングは任意で選んだのですが、引っ張ってきて、人口とか、あるいは児童相談所の虐待対応件数とか、里親の登録数とか、乳児院や児童養護施設の箇所数とか、子供の数等を拾ってみたものです。これを見ますと、里親等委託率が高いところは、基本的に、分子が大きい以上に分母の規模が小さいという、分母が小さいことの影響が大きいというのがどうもはっきり見えるんです。

新潟市は、乳児院には7人しか子供が委託されていませんし、児童養護施設も本当に少ないです。施設数も少ないんですね。社会的養護下にいる子供が少ないので、里親委託数が増えれば、率が当然ぐっと伸びる。逆に分母が非常に大きい自治体では、少くらしい里親委託を増やすように頑張っても率はなかなか上がらないということが、数字上は、出てくるんです。この現実、やはり無視はできないなと思います。

年度における新規委託や措置解除の都道府県別の数は厚労省のHPでは、拾えなかったのですが、それでも、全国の数も拾えます。今、里親委託が、10年ぐらいで、かなり伸び、倍ぐらいになったわけですが、それでも、年に区切ると4.5%ぐらいのアップで坂を上っている感じなんです。

新たな委託をとにかく一生懸命、増やしても、どんどん子供達は成長しますし、委託解除は毎年相当数になるのです。そのため、実際に全国で委託中の児童数の増加は、平成28年に対比して29年で236人しか増えていないのです。1,751人新たに措置しても、措置解除と措置変更が1515人いるので、実質上は全国で236人しか増えていない。このことをちゃんと考えて進めないと、この数値目標は、果たして大丈夫なのかというのが正直な感想です。私は里親委託を増やすべきだという立場ですが、それは子供達の利益として家庭養護を増やす必要だからですが、ただ、数字に関しては、冷静にきちんと実際のデータを踏まえて分析した上で数値目標を出さないと、むしろ危険ではないかと思っております。

そのうえで、ここは石井委員と全く同じ意見だと思ふんですけども、お示しいただいたデータ集を見ると、さいたま市の里親等委託率はほとんど増えていない。さいたま市は、全年齢で、30人が110人で、令和6年が116人と。埼玉県は、一番上ですか、県所管の部分ですね。これを見ると、県は291人が486人まで増えると。5年でこれだけ本当に増やせるのでしょうか。これは新たな委託だけでなく、措置変更と措置解除があるので、これらを踏まえて、本当に実現可能なのか。新規委託だけでなく委託解除、そういうも

のを踏まえて、この数字はきちんと検討してあるのか、実現性があるのか、大丈夫なのかを見る必要があるんじゃないかと思います。委員さんにはぜひともお目通しいただいて、御指摘いただければと思います。

- 岩崎課長 里親のPRも、働き掛け先は県庁の中、里親、子供の活動に関心があるような団体を抱えている課とかにも働き掛けをして、新たなPRの開拓をしたいと考えております。

目標値につきましては、里親登録の目標値を掲げられるかは、ちょっと難しい部分もあると思うんですけども、さっき言ったように、新たなPRを積極的に、メディアにも積極的に働き掛けて、今後、里親登録を伸ばしていきたいと考えております。それが多様な里親の登録推進につながるので、そこは力を入れていきたいなと思っております。

さいたま市については、既に40%、高い目標値になっているので、目標がこれの40%を維持していきたいんだというようなところの意向確認ができております。アップというよりは、高い目標を維持し続けるということが当面の目標だというのをおっしゃっていました。

あと、予算規模を書いていくというのが、その都度の予算編成ということがありまして書くことができないんですけども、毎年毎年、計画の推進ということで、大体、幾らぐらいの予算が必要かというのは取りまとめて財政当局と話し合っただけで進めていきますので、県の内部の予算編成のときは、当然、計画の推進ということ意識して予算編成を行っていきますので御了解いただければなというふうに思っております。

あと、宮島委員のお話ですけども、市町村の協力は確におっしゃるとおりでして、先ほどの相談体制の整備のところでも、色々な取組を行っていきますので、里親の委託推進についても協力を、どこまで書き込めるかは検討させていただきますが、前向きに入れたいと思います。ただ、相手があることなので、どこまでどういった表現で入れるかは、また御相談させていただきたいと思います。

あと、里親等委託率のアップに関する御意見は前回も説明したとおり、一番、可能性が高い、今まで里親にはお願いしていなかった面会交流中の子供、要するに子供も家庭も落ち着いた状況の子供を、なるべく状況を見ながら里親委託をお願いしていくという基本的な考え方で進めていきたい。それを移行すると、10年後は41%になると、理論上はそういった形になるので、あくまでもそれを目指して、途中の令和6年は32%を目指していきたいと考えております。

非常に難しい数字であるというのは重々承知しておりまして、先ほど色々な取組をお話ししましたけれども、実親の反対に対して御理解を進めたりとか、あとは里親会さんと協力しながら未委託里親への働き掛け、そして里親委託の支援とかさまざま、フォスタリングの事業とか色々なことを取組まして、新たな取組を含めて推進していくよう考えております。

- 宮島委員 埼玉県所管の状況を見ると、里親の登録はぐんと伸びている。ただ、子供の委託が増えていない。登録された里親さんは、そのモチベーションを維持することがつらい。本当は児童相談所がそのことを理解して委託を進めなきゃいけないわけですけど、これらの数字の意味を児童相談所が分かっているのかどうか。たとえば、年齢の高い子の委託が非常に増えるという数字が出されていますが、これが本当に可能なのか。委託すれば当然、委託の解除が出てくる。そこも含めての数字なのか。

- 岩崎課長 委託の解除なんですけれども、埼玉は不調による解除というのは少なく、卒業の解除が多いので、卒業と同時に、その子たちは分母からも外れるということが分析ではできております。

- 宮島委員 ですが、これからの里親というのは、ずっと満年まで育て上げるという里親委託ではないという前提で考えていかなければいけないわけです。それは養子縁組も含めて、次の方向に移行するわけです。だから、色々な措置理由の子供を預けるということになってくれば、当然短期間の委託が増えることになります。そうすれば、委託解除が増える。それは現行でさえ、さっき全国規模でその数を示しましたが、そのことを想定せずに人数、里親委託中の児童の目標の数字は出せないと思います。

- 西川委員 委託する側として一言。さいたま市の委託率の話とかを聞くと、ファミリーホームの委託というのは、目標値を目指すのであればある程度、必要なのかなという気がしています。理由の一つとしては、このデー

タ資料の判断理由のところにある親の反対、保護者の反対とか、ここのところをどうにかしていかないと、数字を上げるというのは難しいのかなというふうに感じています。そういう意味では、ファミリーホームというのは、比較的、親の抵抗が少ないこともあるので反対が少なくなることも考えられる。しかし、資料データではファミリーホーム委託人数の数字の伸びが、見通しではあまり伸びていないですね。

49 でファミリーホームの周知を図るとともにという、この周知を図るといのはどこに対してというふうに、考えているのか。一般の方なのか、あるいは里親登録している方にファミリーホームに移行していただくということなのか。もう一つ確認したいのは、さいたま市でどうしてファミリーホームが多くなっているかという、その辺の分析というか、そういうものはされているのかということ、分かる範囲で。

- 事務局(中田主幹) ファミリーホームにつきましては、まだまだ一般的な認知度が他の施設に比べて高くないというところがあるかと思います。そういった中で、広くあまねく一般に、まずはそういったファミリーホームというところがあるんだよというところについての周知から行っていきたいと考えております。

それと、なぜさいたま市さんの方がファミリーホームが非常に伸びているのかということについて、一応、担当課の方に、過去、聞いた経緯があるんですけども、特別なことはしていないというふうな回答ではあったんですね。ただ、何かこういった熱心な方がいらっちゃって、その方が色々とPR をしていると聞いておりますけど、市として何か特別な対策をしているかの確認ができていないというところでございます。

- 宮島委員 ファミリーホームについて1点、申し上げたいと思います。ファミリーホームは、補助者はいても基本は2人で養育し、そこに5人、6人の子供を委託するということですから、今の児童養護施設の職員配置基準と比べても、養育者が少ない。ファミリーホームは制度的に脆弱性を持っているということを念頭に置かないとまずいのではないかと思います。

実績のある里親が地域に根を張ってファミリーホームになってくれる場合には、うまくいく養育の形ではありますが、でもかなり行き詰まって困難を抱えているファミリーホームも全国的に見られますし、まして実親との交流を担う場合、養育する子供が6人、親との交流も頻繁にある。そのような中で混乱したり、破綻寸前となったりといったファミリーホームの例を幾つも聞いています。

そこで委託率を伸ばす、親の抵抗感が少ないという面では評価できたとしても、気を付けないと、ファミリーホームになってくれた里親さんをつぶし、委託された子供の人生も里親さんの人生も台無しにしてしまう、そんな里親委託ではあってはいけません。注意していただく必要があるんじゃないかと思います。

- 栗原委員長 この場で十分に説明しきれないところ、また検討しなくてはいけない部分がありますので、書き出しを後で事務局の方でしていただいて、次の委員会までの間に、皆さんにもう一回、復習していただくということで。次回は最終回でしょうが。

- 岩崎課長 今のところ県としては、この開催ペースで続けさせていただければと。もちろん、色々な打ち込みをしながら、今年度の目標値をこれで固めさせていただければと思っております。

- 早川委員 前回話題になった「里親等委託率の出し方」についての2つの考え方ですが、私は県が独自に作られた「里親等への委託が適当でない児童を除いた推計値」という子供と養育環境のマッチングを重視した考え方はとてもよいと思っています。里親委託と施設委託の選択においては、子供の支援ニーズのマッチングを大切にあげることが大切だと私はずっと思っています。表面的な委託率の数字にこだわって子供への支援の中身がおろそかになったら、身もふたもないでしょう。ただ、今回の資料には何の断りもなく「里親等への委託が適当でない児童を除いた推計値」が消えていたので、あの考え方はどうなったのか?—ということをお教えいただきたい。

- 岩崎課長 児童相談所からも、どういう基準でこういうふうに分けたのかというお話を色々聞いています。例えば、第2回で説明した情緒上の問題についても、服薬とか通院とかして里親さんの方に預けるのは難しいと、日常生活とかというのものなかなか大変なお子さんですとか。まれに保護者の反対については、明確に親が

反対していたりですとか、そういった基準で分けております。

様々な里親委託のための取組についても、国のガイドラインに従った取組なんですけれども、この基準については、具体的にこうだからこうとかというのが、ある程度、個別具体的に見ていかないといけないので、そこまでの類型化している確固たるガイドラインとか基準とかというのがまだないんですよね。それで、早川委員からも御意見をいただいたように、例えば今後5年間は、そこら辺のところの基準を具体的にどういうケースかなと、これはこういうケースだとどうまくいきそうだとか、これは難しいとか、きちんとある程度、少し類型化しながら、児童相談所の担当と分析しながら少し進めていきます。

●早川委員 「里親等への委託が適当でない児童を除いた推計値」について文面では触れられていなかったものでどうしたのかなと思いましたが、理由がわかりました。

●岩崎課長 この前、御意見をいただいていたのは十分に踏まえております。

●栗原委員長 私自身、さいたま市の所長を昔、経験していましたが、施設と里親さんとの相対的な関係、初期のときは一時保護所が小さいし、そんなに預かれない。里親さんはベテランが結構いるから、一時保護委託しよう。あと、政令市は小回りが利く。

だから、在宅の子供を保護する、どうするという議論の中に、保育所をどうやって使うという、区役所とのやり取りがすぐ入ってきて、結局、学校の教員に一時保護委託とか、保育所の保育士さんも1回ぐらいやったかな、一時保護委託とか、案外、柔軟な小回りが利くということで、政令市というのは案外できるんですよね、委託率アップなんていうのは、やろうと思えば。私自身がいたときも、里親さんの委託が増えました。

<具体的取組（2）②特別養子縁組等の推進>

●栗原委員長 ②特別養子縁組等の推進ですけど、いかがでしょうか。民間あっせん機関、何カ所でしたっけ。

●岩崎課長 2カ所です。産婦人科の医院と、一般社団。

●石井委員 「連携した取組」というのは、どういうイメージですか。

●岩崎課長 児童相談所の方で、養子縁組が必要だと思われるような子供を保護した場合なんかは、適当な里親さんがいない場合は、民間あっせん機関の方に打診をしまして、適切な養親さんがいないかどうか、そういうふうに日頃から児童相談所と民間あっせん機関の方と連絡を取り合ったりとか、徐々になんですけれども、支援につながるということにはなっております。

●宮島委員 養子縁組は、なかなか児相では進めにくい。件数とすれば、里親委託からの移行があるので一定数はあるわけですけど、新生児委託については、民間機関のあっせんの実績の方がどんどん伸びているところではないでしょうか。全国で許可を受けた民間団体が19カ所ありますが、質が結構ばらばらで、手法も色々で、その辺の標準化等をしなきゃならないという状況だと認識しています。

でも、埼玉県は、産前産後事業の一部として応援されて、取り組んでいる事業者が、その取組を報告する機会を設け、児童相談所も、市町村の母子保健の方々も参加してくださっているので、比較的、連携が進んでいるのではないのでしょうか。今後も、ぜひとも進めていって欲しいと考えます。

課題としては、行政は管轄区域があるけれども、民間あっせん団体には管轄区域がないので、そのことから来る手厚さと手薄さの両方があると思います。また、団体によっては、かなり課題が大きいところもある。届出制のもとでは業務を行っていたけれども許可制になったことを機に不許可になった団体もあります。

公私がお互いを知り、良いところは力を合わせていくということが大事だと思います。

●栗原委員長 51に支援が必要な妊産婦ということで、これ母子保健の方なんですけれども、今は予期せぬ妊娠ですか、そういった相談等を受ける事業を保健センター直接、もしくは法人に委託ということでやっております。

すので、こども安全課だけでなしに、主管課とも御相談をお願いできればと思います。

- 石井委員 先ほど連携のイメージということで質問させていただきましたが、併せて支援のイメージとか、「取組ます」というふうには書かれてはいますが、新しい社会的養育ビジョンの中で、「新たな制度の下で児童相談所と民間機関が連携して強固な養子支援体制を構築し」ということであるわけで、例えば特別養子の当事者、あるいは特別養子の両親からの支援とニーズを探るとか、あるいは現状、埼玉県で行っている様々な支援の中に、これなら特別養子の子供でも支援の対象に取り入れていける事業があるとかか。

例えば里親会の旅行については、里子のみが1泊の旅行に対して行政の補助をいただきますが、特別養子のお子さんにもそういう機会があれば、一緒に交流するということのメリットを考えて補助するとか。小さなことの積み重ねでもいいと思います。先ほどの発言の繰り返しになるんですが、PDCAのチェックができないようなイメージのところを、なるべく具体的な方策を盛り込んだ計画にしていきたいということを要望したいです。

＜具体的取組（2）③児童福祉施設の体制整備、人材育成・確保＞

- 栗原委員長 では、③の児童福祉施設の体制整備、人材確保・育成についていかがでしょうか。
- 藤井委員 58の児童養護施設等と乳児院等というふうに加えてある部分、この意味はどういうことなんでしょうか。
- 事務局(小宮主査) ここでは、必要な子供に対する心理的ケアですとか、病虚弱児に対するケアの充実、主には児童養護施設、乳児院なんだろうけれども、あくまでも子供の着目した取組ですので、例えば児童養護施設以外にも心理的ケアを必要とする子供であれば、例えば自立援助ホームですとか、ファミリーホームですとか、色々な施設はあると思うので、そこで等というふうに読めるようにしたものです。
- 藤井委員 全体像のところからですけど、策定要領の中身を見ていきますと、かなり具体的に細かいことまで書いてあるんですね。キーワードとして、この箇所は、小規模化、地域分散化、高機能化、多機能化、機能転換というワードが出てくるんです。こちらの方に載っていないのは、高機能化と機能転換という文言がないんです。それに当てはまるような部分というのは、どこに内容がありますかね。どの内容が、それに当てはまりますか。
- 事務局(小宮主査) 例えば、高機能化については、56ですとか58が一つ当てはまると思います。
- 藤井委員 ケアの高機能化ですね。
- 事務局(小宮主査) そういことですね。
- 藤井委員 施設の高機能化というのは考えにくいんですかね。
- 事務局(小宮主査) ですから、そういった質の高いケアを施設が提供できるように、必要な職員の加配に対して支援をしたりですとか、具体的な事業は予算が絡んでまいりますけれども、あるいは、例えば国が打ち出している4人ユニットを進めていったりですとか、そういった取組も含めて考えて、こうした文言で整理しておりますので、今、申し上げたような、56とか58の文言の中に含めて考えております。
- 藤井委員 そうすると、ケアの質を高められるようにみたいな文言が入ると、近くなるのかもしれないですけど。それと、細かいところですけど61のところは被措置児童等虐待とありますが、これ文言的には施設内と入りませんか。施設内虐待という、施設内という文言が入っていたような気がするんですけど。

- 宮島委員 これは里親委託の場合も含んでいるため、施設内とは書かず、児童福祉法の第33条の10から続く条文にある、この言葉です。被措置児童虐待の防止は、児童福祉法の平成 20 年改正のときに含まれたわけですが、これに基づく今の国の対応のガイドラインは施設入所中の子供のことが中心で、里親委託されている子供のことに對しては十分対応できていない部分もある、これは個人的な見解ですけど。

一方で、今は施設内の子供間の性暴力とかがかなり頻発しているのではないかということが社会的に注目されて、国でも調査研究がなされた。これをめぐって報道が多くあったということではないかと。

- 栗原委員長 「施設職員等」もしくは、「施設職員・里親」など、検討をお願いします。他にございますか。

- 柴崎委員 施設の高機能化、多機能化のところで、今一つケアニーズの非常に高い子供の定義が、はっきり厚労省から示されていませんが、厚労省の考えでは、乳児院では医療的ケアの高い子供だけという考え方をしているようです。

乳児院側からは、そういう子供だけではないとの意見を述べています。乳児院でも虐待を受けて、情緒的な面とか心理的な面でのケアニーズの非常に高い子供はたくさんいるわけです。来月、厚労省との意見交換会がありますので、しっかりその点を踏まえた意見出しを行っていくつもりでいます。

今のところケアニーズの非常に高い子供は、地域分散化の例外、本体施設のユニットでと幅を持たせる言い方をしていますが、今後は、どうひっくり返せるか分かりません。本来、ケアニーズの非常に高い子は、即時対応が可能な本体施設でのケアが必要なわけですから、将来地域分散化の考えがなされた場合は、即時対応はできません。地域分散化なんてとても危なくてできないことは、厚労省も理解されているとは思っていますが、今後は施設での小規模ユニットはどのくらい認めてくれるのかなどは、今後はっきり示してきたいと思います。5年ぐらいの推移を見てどう考えていくかは今の段階では分かりません。

あと、乳児院の将来の姿というので、各施設から整備計画の中で示されたと思いますが、国が示している、小規模化、地域分散化ということはどう考えているのでしょうか。現状かなりの病虚弱児やケアニーズが非常に高い子供を乳児院では抱えているわけですが、これらの子供達も将来地域分散化でという考えは、とてもリスクが高いことは県でも認識していただきたいと思っています。

それともう一点、母子生活支援施設のところで、「緊急入所を要する母子の一時保護を実施します」と書かれていますが、母子生活支援施設の窓口は福祉事務所であると思いますので、こども安全課との兼ね合いはどうしていくのでしょうか。たしか、県所管の母子生活支援施設は2カ所だったかと思いますが。

- 岩崎課長 社会福祉課が福祉事務所の所管になっておりますので、社会福祉課です。

- 柴崎委員 母子の緊急一時保護については、こども安全課所管の2箇所ですか。

- 栗原委員長 社会福祉課もそこに入れるようですか。

- 柴崎委員 あと、すいません、補足ですけど、母子の緊急一時保護については、あらかじめ県の方で、こども安全課の所管で枠組みを二つだけ。

- 事務局(小宮主査) 元々二つが、さいたま市のけやき荘、川口市のあさひ館という公立の2施設について母子緊急一時保護の協定を結んでいました。去年、川越市のカーサ・ライラックという母子施設ができたときに、元々その前身施設のすみれ館という公立の施設のときにも、同じ母子避をやっていたので、3カ所目という形で、母子緊急一時保護の協定を結んでいます。

そういうふうに、なるべくこちらの方で判断できるような形で枠を確保して運用しておりますので、それは当課の取組なので、ここに載せさせていただきました。

- 早川委員 多分、柴崎委員も同じことを言われていると思うのですが、今の文面からだ「多様な子育てのニーズに合わせて、施設を多機能化していく」という方向性が読み取りづらい文面になっているという気がす

るんです。柴崎委員の乳児院は、他の施設種別に先んじて多機能化という方向に進んでいますが、これからの児童福祉施設に求められるのは「それぞれの施設種別がそれぞれの特性を活かして、多様な子供の支援ニーズや子育ての在り方を支えていく多機能化」だと思っています。

更に、先の児童福祉法改正で法の対象が「全ての児童」となっており、今後の社会的養護は「地域の子育て支援にも力を発揮していく」というように根本的な発想転換が必要と思います。そして、地域の子育てを支えられるような多機能化を乳児院が先駆的にやられていて、私のいる児童心理治療施設も今後そういう機能を持っていく方向性を視野に入れていきます。そもそも、子育て失調を起こさずに、親子分離をせずに地域で支援を受けて、そのまま地域で子供が育つのが一番いいわけです。「実親を排除しないのが一番」という話もありましたが、それが今後向かっていく方向だと思います。そして、この文章が県民に向けて出されることを踏まえると、「施設は一部の子供だけのものではないですよ。地域の子育てを支えるものですよ」という方向性をもう少し感じられるような文章にしていだけないかなと思います。

児童心理治療施設については、昨年度、県知事の議会答弁で増設の話が出ていますが、うちも法人として増設について検討しています。「57 児童心理治療施設の機能強化」についてはうちも覚悟を持っていますので、増設や規模拡大も含めて盛り込んでいただけてよいと思います。

<具体的取組（2）④入所児童の自立支援>

●栗原委員長 他にございますか。よろしければ、④入所児童の自立支援です。

●宮島委員 69 の項目ですけれども、関係機関の支援につなげるというのは、取り上げていただけて本当によかったなというふうに思います。特に埼玉県の手を入れてきた内容ですし、それらを見える化していただいたこと、それを更に充実していくと読みとれるので、ぜひともこの方向で取り組んでいただきたい。

ただ、社会的養護のことだけでやっていると、生活保護や、あるいは障害福祉サービスにつながるものが逆にできなくなってしまうようなことが生じかねないので、ぜひとも若者支援や障害者支援サービスにつなげることが大切だということも意識していただきたいと思います。「つなげることができるように」という前半の記述はいいんですけども、後半の記述が「拠点をつくれます」ということだけになってしまっているのは改めていただきたい。

里親さんの下で養育されている子供が、様々な能力的な課題を抱えている場合には、将来社会で自立することには難しさがあるといったことが中学 1 年生か 2 年生ぐらいになると見えてくるので、そのタイミングでちゃんとケアプランをつくって、そのプランに基づき支援をして、自立を促していくことが本当は必要だと思います。そういう関わりの一つとして、若者や成人を対象とする支援につなげていくということを大事なこととして示して欲しい。

現在の記述は、前半はいいけれども、後半で、「拠点をつくれます」に全部収斂されてしまっただけでは、狭まってしまうので、この記述については検討していただきたいと思います。

●石井委員 一番、上の 64 で、自立援助ホームの充実というのがありますが、これは現状の課題が何であって、充実というのは数を増やすことなのか、運営などの支援によって援助の質を向上していくのかということ、これだけだと何をやるのかが分からないですが。

●岩崎課長 数の方も、御相談を受けて促進を促しているのも、数も言っておりますし、質の面、先ほどお話がありましたけれども、入所している子供は結構、心理的なケアが必要だということなので、その辺りの支援も、中身も充実させて、両方、含んでおります。

●早川委員 5 年後の次の推進計画策定に向けての話なんですけど、5 年後に策定する際には、まず「これまでの 5 年間の決算」というか、「令和元年度に策定した計画がどれぐらい実現できているか」をまず振り返ってから新しい計画作りを取り掛かるようにしていただきたいです。その中でもぜひやっていただきたいと思っているのが、平成 24 年に「児童養護施設等退所者に対する実態調査」を県がされていると思うんです。同様のことは神奈川も東京もされていますが、なぜかその後されていないんです。でもやっぱり当事者の予後と

向き合うことは大事だと思います。「今回色々な施策をしてその結果どうなったのか」という”決算”を知る上で、退所者の実態調査は最も重要だと思うんです。「今回我々が作った計画は、本当によかったのか、そうでもなかったのか」--そのことが一番わかるのは、退所者の実態調査だと思います。

また、今後の社会的養護では子供を権利の主体と捉えますから、次回の策定では当事者の意見を反映できるようにしていかなければならないでしょう。当事者性の観点からも、次回の推進計画策定に向けては、ぜひ退所者の実態調査をしていただけるとありがたいです。

- 岩崎課長 分かりました。今回もアンケート調査をやったりしたんですけど、確かに定期的にとか。
- 早川委員 前回の「退所者の実態調査」は平成 24 年でそれっきりになっているんです。でも本当は定期的にはやらなきゃいけない調査だと思うんです。
- 西川委員 72 で就学・卒業時の支援とあるのですが、実際には例えば中退したお子さんとかでも苦労しているところもあるので、就学・卒業時に限らないで、連携を図るとの記載にさせていただければと思います。
- 岩崎課長 そうですね。ここのところは、中退も含めた表現で。了解しました。
- 栗原委員長 他にございますか。よろしいですか。それでは、いくつか宿題というか、調整すべきことがあるし、文言の表現とか、確認事項等があるかと思えますけれど、事務局の方から何か確認事項はありますか。
- 事務局(中田主幹) 本日はありがとうございました。次回の検討委員会の日程につきましては、また改めて、他の日程で可能かどうかも含めて御相談したいと思いますので、お願いします。
- 石井委員 議事録の公開とか、そういったオープンにしましょうという約束で聞いていたので、里親会の要望書ということで出させていただいたのもありますし、厚労省の会議なんかは、すぐさま議事録も、委員が提出した資料も全国に配信されるので、進め方として県民の方にタイムリーにリアルに情報を提供するような工夫をしていただきたいと思います。また、ヒアリングをしたときなども、できたら個別の説明をさせていただく場をつくっていただくように要望したいと思います。
- 岩崎課長 了解しました。
- 栗原委員長 以上で、本日の委員会を閉めたいと思います。
- 岩崎課長 委員の皆さま、長時間にわたりましてご検討いただきまして。ありがとうございました。

(了)

以上